



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年3月30日火曜日 第193号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事課) ... 512

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則..... ( " ) ... 516

愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則..... (私学文書課) ... 521

愛媛県聴聞規則の一部を改正する規則..... (行革分権課行政管理室) ... 523

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正する規則..... (税務課) ... 524

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (循環型社会推進課) ... 525

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 529

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 537

愛媛県覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 539

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 541

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (子育て支援課) ... 544

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ... 553

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 553

愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (長寿介護課) ... 560

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則..... (農政課農地・担い手対策室) ... 566

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... (林業政策課) ... 567

都市計画法に規定する開発行為等の規則に関する規則の一部を改正する規則..... (都市計画課) ... 569

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 573

愛媛県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 574

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 576

愛媛県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 578

建築基準法施行細則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ... 579

建築士法施行細則の一部を改正する規則..... ( " ) ... 580

愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則..... (会計課) ... 581

## 告 示

落札者等の告示..... (総務管理課) ... 583

愛媛県工事執行規程の一部改正..... (行革分権課行政管理室) ... 583

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正..... ( " ) ... 584

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱の一部改正..... ( " ) ... 585

愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱の一部改正..... (環境政策課) ... 585

クリーニング師等の試験施行規程の一部改正..... (薬務衛生課) ... 586

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件)..... (経営支援課) ... 586

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正..... (林業政策課) ... 589

愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正..... ( " ) ... 590

愛媛県資源管理方針の変更..... (水産課) ... 590

くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量..... ( " ) ... 594

くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量..... ( " ) ... 594

するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量..... ( " ) ... 594

公共測量の終了の通知(2件)..... (道路維持課) ... 594

基本測量の終了の通知..... ( " ) ... 595

基本測量の実施の通知..... ( " ) ... 595

土地区画整理組合の解散の認可..... (都市計画課) ... 595

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正..... (会計課) ... 595

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 596

道路の区域変更(県道広田双海線)..... (中予地方局管理課) ... 596

道路の供用開始(県道広田双海線)..... ( " ) ... 597

道路の供用開始(県道松山伊予線)..... ( " ) ... 597

道路の区域変更(県道伊予松山港線)..... ( " ) ... 597

道路の供用開始(県道伊予松山港線)..... ( " ) ... 597

道路の区域変更(県道松山東部環状線)..... ( " ) ... 598

道路の供用開始（県道松山東部環状線外）.....（ " ）... 598  
 道路の区域変更（一般国道494号外）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 598  
 道路の区域変更（県道吉田宇和島線）.....（南予地方局管理課）... 598  
 道路の供用開始（県道吉田宇和島線）.....（ " ）... 599

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（水産課）... 600

公 告

ヘリコプター12ヶ月点検整備の委託.....（警察本部会計課）... 615

教育委員会規則

県立学校における授業料等減免規則等の一部を改正する規則.....（教育総務課）... 616  
 愛媛県県立学校管理規則等の一部を改正する規則.....（高校教育課）... 619

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会公印規程及び愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令.....（教育総務課）... 625  
 愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令.....（高校教育課）... 626

人事委員会規則

愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則.....（人事委員会事務局）... 628  
 愛媛県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則.....（ " ）... 628  
 職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則.....（ " ）... 632  
 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則  
 .....（ " ）... 633  
 教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則.....（ " ）... 635

人事委員会告示

不利益処分についての審査請求に関する手続細則の一部改正.....（人事委員会事務局）... 638  
 勤務条件に関する措置の要求に関する手続細則の一部改正.....（ " ）... 639

県議会告示

愛媛県議会議事規則の一部改正.....（議会事務局）... 641

公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 642  
 愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（ " ）... 644  
 愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程.....（ " ）... 646

雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示（4件）.....（水産課）... 649

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第32号

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給等に関する規則（昭和28年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後											改 正 前																																																																																																																																
別表第1（第6条関係）（表）											別表第1（第6条関係）（表）																																																																																																																																
省略											省略																																																																																																																																
<table border="1"> <tr><td colspan="11">省略</td></tr> <tr> <td>旅行命</td><td>発</td><td>用</td><td>用</td><td>旅</td><td>利</td><td>本</td><td colspan="2">概算払</td><td colspan="2">精算払</td><td>省</td> <td>旅行命</td><td>発</td><td>用</td><td>用</td><td>旅</td><td>利</td><td>本</td><td colspan="2">概算払</td><td colspan="2">精算払</td><td>省</td> </tr> <tr> <td>令権者</td><td>令</td><td>務</td><td>務</td><td>行</td><td>用</td><td>人</td><td>年</td><td>金</td><td>支</td><td>払</td><td>年</td><td>金</td><td>支</td><td>払</td><td>年</td><td>金</td><td>支</td><td>払</td><td>年</td><td>金</td><td>支</td><td>払</td><td>略</td> </tr> </table>											省略											旅行命	発	用	用	旅	利	本	概算払		精算払		省	旅行命	発	用	用	旅	利	本	概算払		精算払		省	令権者	令	務	務	行	用	人	年	金	支	払	年	金	支	払	年	金	支	払	年	金	支	払	略	<table border="1"> <tr><td colspan="11">省略</td></tr> <tr> <td>旅行命</td><td>発</td><td>用</td><td>用</td><td>旅</td><td>利</td><td>本</td><td colspan="2">概算払</td><td colspan="2">精算払</td><td>省</td> <td>旅行命</td><td>発</td><td>用</td><td>用</td><td>旅</td><td>利</td><td>本</td><td colspan="2">概算払</td><td colspan="2">精算払</td><td>省</td> </tr> <tr> <td>令権者</td><td>令</td><td>務</td><td>務</td><td>行</td><td>用</td><td>人</td><td>年</td><td>金</td><td>支</td><td>払</td><td>年</td><td>金</td><td>支</td><td>払</td><td>年</td><td>金</td><td>支</td><td>払</td><td>年</td><td>金</td><td>支</td><td>払</td><td>略</td> </tr> </table>											省略											旅行命	発	用	用	旅	利	本	概算払		精算払		省	旅行命	発	用	用	旅	利	本	概算払		精算払		省	令権者	令	務	務	行	用	人	年	金	支	払	年	金	支	払	年	金	支	払	年	金	支	払	略
省略																																																																																																																																											
旅行命	発	用	用	旅	利	本	概算払		精算払		省	旅行命	発	用	用	旅	利	本	概算払		精算払		省																																																																																																																				
令権者	令	務	務	行	用	人	年	金	支	払	年	金	支	払	年	金	支	払	年	金	支	払	略																																																																																																																				
省略																																																																																																																																											
旅行命	発	用	用	旅	利	本	概算払		精算払		省	旅行命	発	用	用	旅	利	本	概算払		精算払		省																																																																																																																				
令権者	令	務	務	行	用	人	年	金	支	払	年	金	支	払	年	金	支	払	年	金	支	払	略																																																																																																																				

等の確認	年月日	地及び用務先	期間	交通手段	の確認	年月日	額	担当者等の確認	年月日	額	担当者等の確認
省略											

備考

1～4 省略

5 用紙規格は、日本産業規格 A 4 版とすること。

別表第1(裏)

旅行命令権者等の確認	発令年月日	用務地及び用務先	利用期間	利用交通手段	本人の確認	概算払			精算払			省略
						年月日	金額	支払担当者等の確認	年月日	金額	支払担当者等の確認	
省略												

別表第1の2(第6条関係)

省略

省略							
旅行命令権者等の確認	省略						
省略							
本人の確認	省略						
省略							
旅費計算期間	概算払			精算払			省略
	年月日	金額	支払担当者等の確認	年月日	金額	支払担当者等の確認	
省略							

備考

1～3 省略

4 用紙規格は、日本産業規格 A 4 版とすること。

別表第1の3(第6条関係)

省略

省略	
旅行命令権者等の確認	省略
省略	
本人の確認	省略

等の認印	年月日	地及び用務先	期間	交通手段	の認印	年月日	額	担当者等の認印	年月日	額	担当者等の認印
省略											

備考

1～4 省略

5 用紙規格は、日本工業規格 A 4 版とすること。

6 電磁的記録により作成する場合における認印は、不要とする。

別表第1(裏)

旅行命令権者等の認印	発令年月日	用務地及び用務先	利用期間	利用交通手段	本人の認印	概算払			精算払			省略
						年月日	金額	支払担当者等の認印	年月日	金額	支払担当者等の認印	
省略												

別表第1の2(第6条関係)

省略

省略							
旅行命令権者等の認印	省略						
省略							
本人の認印	省略						
省略							
旅費計算期間	概算払			精算払			省略
	年月日	金額	支払担当者等の認印	年月日	金額	支払担当者等の認印	
省略							

備考

1～3 省略

4 用紙規格は、日本工業規格 A 4 版とすること。

別表第1の3(第6条関係)

省略

省略	
旅行命令権者等の認印	省略
省略	
本人の認印	省略

省略											
旅費計 算期間	日 額 区 分				概算払			精算払			省 略
	8 ~ 16 km 未 満 又 は 5 ~ 8 時 間 未 満	16 ~ 25 km 未 満 又 は 8 時 間 以 上	25 ~ 35 km 未 満 又 は 8 時 間 以 上	35 km 以 上	宿 泊 年 月 日	金 額	支 払 担 当 者 等 の 確 認	年 月 日	金 額	支 払 担 当 者 等 の 確 認	
省略											

備考

- 1・2 省略
- 3 旅行命令権者等の確認、発令年月日、本人の確認、用務及び用務地の各欄は、1旅行ごとに当該旅行月日の上部に、それぞれ署名等をする こと。
- 4 省略
- 5 用紙規格は、日本産業規格A4版とすること。

別表第2（第9条、第9条の2、別表第3関係）（第1号様式の1）

旅費概算・精算 請求（返納）書	精算してよ い。	概算受領	年月 日	委任状 照合確 認
年 月 日	年 月 日	所属課（所）		
省略				
省略	省略	省略	省略	
概算額 ￥	職務 級・ 職名 号 給	氏名		
精算額 ￥			省略	
追給額 ￥				
返納額 ￥				
省略				
職名 氏名	省略			
省略				
省略				

備考

- 1～5 省略

別紙 省略

別表第2（第9条関係、別表第3関係）（第1号様式の2）

省略											
旅費計 算期間	日 額 区 分				概算払			精算払			省 略
	8 ~ 16 km 未 満 又 は 5 ~ 8 時 間 未 満	16 ~ 25 km 未 満 又 は 8 時 間 以 上	25 ~ 35 km 未 満 又 は 8 時 間 以 上	35 km 以 上	宿 泊 年 月 日	金 額	支 払 担 当 者 等 の 認 印	年 月 日	金 額	支 払 担 当 者 等 の 認 印	
省略											

備考

- 1・2 省略
- 3 旅行命令権者等の認印、発令年月日、本人の認印、用務及び用務地の各欄は、1旅行ごとに当該旅行月日の上部に、それぞれ押印し、又は記載すること。
- 4 省略
- 5 用紙規格は、日本工業規格A4版とすること。

別表第2（第9条、第9条の2、別表第3関係）（第1号様式の1）

旅費概算・精算 請求（返納）書	精算してよ い。	概算受領	年月 日	委任状 照合印
年 月 日	年 月 日	所属課（所）		
省略				
省略	省略	省略	省略	
概算額 ￥	職務 級・ 職名 号 給	氏名		
精算額 ￥			省略	
追給額 ￥				
返納額 ￥				
省略				
職名 氏名	省略			
省略				
省略				

備考

- 1～5 省略
- 6 電磁的記録により作成する場合における押印は、不要とする。

別紙 省略

別表第2（第9条関係、別表第3関係）（第1号様式の2）

旅費精算(概算)請求(返納)書	精算してよい。	概算受領	年月日	委任状 照合確認
年月日	年月日	所属課(所)		
省略				
金額	省略	省略		
¥	職名 氏名			
概算額 ¥	省略			
精算額 ¥		省略		
追給額 ¥				
返納額 ¥				
省略				

備考 省略

別表第2(第9条、別表第3関係)(第2号様式)

赴任旅費精算請求(返納)書		所属課(所)		委任状 照合確認
金額	省略 職名 氏名 省略	既支払額受領 日	年月日	
¥		省略		
既支払額 ¥				
精算額 ¥				
追給額 ¥				
省略				

備考

1~4 省略

別表第2(第9条、別表第3関係)(第3号様式)

日額旅費精算(概算)請求(返納)書	精算してよい。	概算受領	年月日	委任状 照合確認
年月日	年月日	所属課(所)		
省略				
金額	省略	省略		
¥	職名 氏名			
概算額 ¥	省略			
精算額 ¥		省略		
追給額 ¥				
返納額 ¥				
省略				

備考 省略

別表第2(第9条、別表第3関係)(第4号様式)

省略	
省略	省略
省略 職業 氏名	

旅費精算(概算)請求(返納)書	精算してよい。	概算受領	年月日	委任状 照合印
年月日	年月日	所属課(所)		
省略				
金額	省略	省略		
¥	職名 氏名			
概算額 ¥	省略			
精算額 ¥		省略		
追給額 ¥				
返納額 ¥				
省略				

備考 省略

別表第2(第9条、別表第3関係)(第2号様式)

赴任旅費精算請求(返納)書		所属課(所)		委任状 照合印
金額	省略 職名 氏名 省略	既支払額受領 日	年月日	
¥		省略		
既支払額 ¥				
精算額 ¥				
追給額 ¥				
省略				

備考

1~4 省略

5 電磁的記録により作成する場合における押印は、不要とする。

別表第2(第9条、別表第3関係)(第3号様式)

日額旅費精算(概算)請求(返納)書	精算してよい。	概算受領	年月日	委任状 照合印
年月日	年月日	所属課(所)		
省略				
金額	省略	省略		
¥	職名 氏名			
概算額 ¥	省略			
精算額 ¥		省略		
追給額 ¥				
返納額 ¥				
省略				

備考 省略

別表第2(第9条、別表第3関係)(第4号様式)

省略	
省略	省略
省略 職業 氏名	

省略
省略
備考 省略

省略
省略
備考 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第33号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>（審査の申立て）</p> <p><b>第22条 省略</b></p> <p>2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し_____、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号（第8条関係）</b></p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏 名 _____</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>〔注意事項〕 省略</p> <p><b>様式第3号（第8条関係）</b></p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏 名 _____</td></tr> <tr><td>氏 名 _____</td></tr> <tr><td>氏 名 _____</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	省略	省略	氏 名 _____	省略	省略	省略	氏 名 _____	氏 名 _____	氏 名 _____	省略	省略	省略	<p>（審査の申立て）</p> <p><b>第22条 省略</b></p> <p>2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、<u>審査を申し立てようとする者が記名押印して</u>、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号（第8条関係）</b></p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏 名 _____<sup>㊟</sup></td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>〔注意事項〕 省略</p> <p><b>様式第3号（第8条関係）</b></p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏 名 _____<sup>㊟</sup></td></tr> <tr><td>氏 名 _____<sup>㊟</sup></td></tr> <tr><td>氏 名 _____<sup>㊟</sup></td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	省略	省略	氏 名 _____ <sup>㊟</sup>	省略	省略	省略	氏 名 _____ <sup>㊟</sup>	氏 名 _____ <sup>㊟</sup>	氏 名 _____ <sup>㊟</sup>	省略	省略	省略
省略																											
省略																											
省略																											
氏 名 _____																											
省略																											
省略																											
省略																											
氏 名 _____																											
氏 名 _____																											
氏 名 _____																											
省略																											
省略																											
省略																											
省略																											
省略																											
省略																											
氏 名 _____ <sup>㊟</sup>																											
省略																											
省略																											
省略																											
氏 名 _____ <sup>㊟</sup>																											
氏 名 _____ <sup>㊟</sup>																											
氏 名 _____ <sup>㊟</sup>																											
省略																											
省略																											
省略																											

省略				
省略				
診療機関の	所在地 名 称	}	醫師の氏名	—
年 月 日				

省略				
省略				
診療機関の	所在地 名 称	}	醫師の氏名	㊟
年 月 日				

省略				
省略				
訪問看護事業者の	所在地 名 称	}	代表者氏名	—
	代表者氏名			

省略				
省略				
訪問看護事業者の	所在地 名 称	}	代表者氏名	㊟
	代表者氏名			

〔注意事項〕 省略

様式第4号(第8条関係)

省略

省略	省略
省略	氏 名
省略	氏 名
7 所 属部局 の長の 証明	所属部局の 所在地 名 称 長の職名
省略	
11 医 師の 証明	医療機関の 所在地 名 称 医師氏名
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第4号(第8条関係)

省略

省略	省略
省略	氏 名
省略	氏 名
7 所 属部局 の長の 証明	所属部局の 所在地 名 称 長の職名
省略	
11 医 師の 証明	医療機関の 所在地 名 称 医師氏名
省略	

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第5号(第8条関係)

省略

省略	省略
省略	氏 名
省略	氏 名
省略	

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第5号(第8条関係)

省略

省略	省略
省略	氏 名
省略	氏 名
省略	

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第5号の1(第8条関係)

省略

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第5号の1(第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 _____ 省略
省略	

省略

〔注意事項〕 省略

様式第5号の2 (第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 _____ 省略
省略	

省略

〔注意事項〕 省略

様式第6号 (第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 _____ 省略
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第6号の2 (第8条関係)

省略

		省略
省略	省略	省略 氏 名 _____ 省略
省略		

省略

〔注意事項〕 省略

様式第7号 (第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 _____ 省略
省略	

省略

省略	省略
	省略 氏 名 _____ 省略
省略	

省略

〔注意事項〕 省略

様式第5号の2 (第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 _____ 省略
省略	

省略

〔注意事項〕 省略

様式第6号 (第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 _____ 省略
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第6号の2 (第8条関係)

省略

		省略
省略	省略	省略 氏 名 _____ 省略
省略		

省略

〔注意事項〕 省略

様式第7号 (第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 _____ 省略
省略	

省略



〔注意事項〕 省略

様式第8号(第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 ..... 省略
省略	

省略

〔注意事項〕 省略

様式第9号(第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 ..... 省略
省略	

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第10号(第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 ..... 省略
省略	

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第11号(第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 ..... 省略
省略	

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第13号(第15条関係)

省略

(表)

〔注意事項〕 省略

様式第8号(第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 ..... 省略
省略	

省略

〔注意事項〕 省略

様式第9号(第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 ..... 省略
省略	

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第10号(第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 ..... 省略
省略	

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第11号(第8条関係)

省略

省略	省略
	省略 氏 名 ..... 省略
省略	

省略

省略

〔注意事項〕 省略

様式第13号(第15条関係)

省略

(表)

省略	氏 名 _____
省略	

〔注意事項〕 省略

(裏)

省略	
省略	所 在 地
病院又は診療所の	名 称
	医師の氏名 _____

様式第13号の2 (第15条関係)

省略	氏 名 _____
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第14号 (第15条関係)

省略	氏 名 _____
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第15号 (第11条関係)

省略	省略
省略	省略
氏 名 _____	
省略	
省略	

省略	
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第16号 (第11条関係)

省略	省略
省略	省略
氏 名 _____	
省略	
省略	

省略	
省略	

〔注意事項〕 省略

省略	氏 名 _____ <sup>㊞</sup>
省略	

〔注意事項〕 省略

(裏)

省略	
省略	所 在 地
病院又は診療所の	名 称
	医師の氏名 _____ <sup>㊞</sup>

様式第13号の2 (第15条関係)

省略	氏 名 _____ <sup>㊞</sup>
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第14号 (第15条関係)

省略	氏 名 _____ <sup>㊞</sup>
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第15号

省略	省略
省略	省略
氏 名 _____ <sup>㊞</sup>	
省略	
省略	

省略	
省略	

〔注意事項〕 省略

様式第16号

省略	省略
省略	省略
氏 名 _____ <sup>㊞</sup>	
省略	
省略	

省略	
省略	

〔注意事項〕 省略

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## ○愛媛県規則第34号

愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則

申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。

- (1) 愛媛県吏員職員恩給規則特例条例施行規程（昭和21年愛媛県令第19号）別記第1号様式及び別記第2号様式
- (2) 食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）様式第2号及び様式第4号
- (3) 公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）様式第1号、様式第4号、様式第5号及び様式第10号
- (4) 恩給の改定及び請求手続（昭和23年愛媛県規則第73号）別表第1号様式から別表第3号様式まで
- (5) 興行場法施行細則（昭和25年愛媛県規則第27号）様式第1号、様式第5号及び様式第6号
- (6) 恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続（昭和25年愛媛県規則第31号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
- (7) 愛媛県吏員職員恩給規則臨時特例条例の一部を改正する条例附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続（昭和25年愛媛県規則第54号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
- (8) 栄養土法施行細則（昭和25年愛媛県規則第67号）様式第1号から様式第5号まで
- (9) 火薬類取締法施行細則（昭和25年愛媛県規則第71号）様式第1号、様式第2号及び様式第4号
- (10) 狂犬病予防法施行細則（昭和25年愛媛県規則第84号）様式第1号
- (11) 恩給法の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続（昭和26年愛媛県規則第29号）別記様式
- (12) 愛媛県吏員職員恩給規則の一部を改正する条例附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続（昭和26年愛媛県規則第44号）別記様式
- (13) 恩給法の一部を改正する法律附則第3項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続（昭和27年愛媛県規則第1号）別記様式
- (14) 愛媛県吏員職員恩給規則の一部を改正する条例附則第2項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続（昭和27年愛媛県規則第2号）別記様式
- (15) 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）第1号様式の1から第2号様式まで
- (16) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則（昭和28年愛媛県規則第7号）様式第3号
- (17) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律に基く恩給の改定に関する手続（昭和28年愛媛県規則第9号）別記第2号様式
- (18) 火薬類取締法施行規則第15条の規定に基き、知事が指示する安全な場所の基準等に関する規則（昭和28年愛媛県規則第12号）様式
- (19) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する条例に基く、恩給の改定等に関する手続（昭和28年愛媛県規則第21号）第2号様式
- (20) 愛媛県吏員職員恩給規則の一部を改正する条例附則第6条及び第10条の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則（昭和28年愛媛県規則第57号）別紙第2号書式
- (21) 恩給法の一部を改正する法律附則第8条及び昭和27年10月31日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則（昭和28年愛媛県規則第58号）別紙第2号書式
- (22) 恩給給与細則（昭和28年愛媛県規則第59号）別紙第1号書式から別紙第23号書式まで、別紙第26号書式から別紙第30号書式まで、別紙第32号書式から別紙第50号書式まで及び別紙第53号書式から別紙第58号書式まで
- (23) と畜場法施行細則（昭和29年愛媛県規則第13号）様式第4号、様式第5号、様式第7号及び様式第9号
- (24) 愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）様式第1号から様式第7号まで及び様式第9号
- (25) 死体解剖保存法施行細則（昭和30年愛媛県規則第65号）様式第2号から様式第8号まで
- (26) 歯科技工士法施行細則（昭和31年愛媛県規則第39号）様式第2号及び様式第5号
- (27) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例の規定により改定すべき恩給の改定手続等に関する規則（昭和31年愛媛県規則第40号）別紙様式
- (28) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により改定すべき恩給の改定手続等に関する規則（昭和31年愛媛県規則第41号）別紙様式
- (29) 理容師法施行細則（昭和31年愛媛県規則第44号）様式第1号、様式第2号及び様式第6号
- (30) 愛媛県恩給給与規則（昭和32年愛媛県規則第34号）別表第1号書式から別表第16号書式まで及び別表第19号書式から別表第34号書式まで
- (31) 愛媛県海岸法施行細則（昭和32年愛媛県規則第43号）様式第1号から様式第6号まで

- (32) 旅館業法施行細則（昭和32年愛媛県規則第50号）様式第1号、様式第4号及び様式第5号
- (33) 美容師法施行細則（昭和32年愛媛県規則第65号）様式第1号、様式第2号及び様式第6号
- (34) 愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則（昭和33年愛媛県規則第27号）別記第1号書式から別記第3号書式まで
- (35) 恩給法等の一部を改正する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則（昭和33年愛媛県規則第29号）別記第1号書式から別記第3号書式まで
- (36) 愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）様式第6号及び様式第34号から様式第34号の3まで
- (37) 愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）様式第1号から様式第11号の2まで、様式第11号の4及び様式第11号の5
- (38) 愛媛県庁舎管理規則（昭和34年愛媛県規則第36号）第2号様式
- (39) 危険物の規制に関する規則（昭和34年愛媛県規則第59号）様式第2号
- (40) 愛媛県恩給給与規則及び恩給給与細則の臨時特例に関する規則（昭和35年愛媛県規則第50号）第1号書式及び第2号書式
- (41) 恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則（昭和36年愛媛県規則第31号）別記第1号書式から別記第3号書式まで
- (42) 愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則（昭和36年愛媛県規則第37号）別記第1号書式から別記第3号書式まで
- (43) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年愛媛県規則第44号）第1号様式
- (44) 愛媛県水道条例施行規則（昭和38年愛媛県規則第41号）様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号
- (45) 愛媛県農林水産研究所使用規則（昭和38年愛媛県規則第58号）様式第6号及び様式第7号
- (46) 愛媛県漁港管理条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第88号）様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第7号及び様式第9号から様式第11号まで
- (47) 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）様式第4号及び様式第6号
- (48) 愛媛県砂防指定地管理条例施行規則（昭和41年愛媛県規則第38号）様式第1号から様式第4号まで及び様式第9号
- (49) 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則（昭和41年愛媛県規則第44号）第1号書式から第4号書式まで
- (50) 愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則（昭和41年愛媛県規則第48号）第1号書式から第4号書式まで
- (51) 製菓衛生師法施行細則（昭和42年愛媛県規則第26号）様式第2号
- (52) 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和43年愛媛県規則第29号）様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号
- (53) 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則（昭和44年愛媛県規則第52号）別記書式
- (54) 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年愛媛県規則第38号）様式第1号、様式第13号及び様式第19号から様式第25号まで
- (55) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和46年愛媛県規則第3号）様式第1号、様式第4号及び様式第6号
- (56) 柔道整復師法施行細則（昭和46年愛媛県規則第4号）様式第1号
- (57) 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）様式第1号から様式第4号まで、様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第12号、様式第14号から様式第24号まで及び様式第26号
- (58) 愛媛県消費生活条例施行規則（昭和50年愛媛県規則第39号）様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第5号及び様式第7号
- (59) 温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号）様式第1号から様式第21号まで、様式第23号、様式第24号、様式第26号及び様式第27号
- (60) 愛媛県飼料検定条例施行規則（昭和52年愛媛県規則第4号）様式第1号
- (61) 愛媛県職員等表彰規則（昭和54年愛媛県規則第59号）様式第1号及び様式第2号
- (62) 愛媛県自然海浜保全条例施行規則（昭和55年愛媛県規則第5号）別記様式
- (63) 保健師助産師看護師法施行細則（昭和57年愛媛県規則第20号）様式第1号から様式第8号まで
- (64) 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和59年愛媛県規則第30号）様式第2号から様式第7号まで、様式第9号及び様式第10号
- (65) 化製場等に関する法律施行細則（昭和59年愛媛県規則第54号）様式第1号、様式第2号、様式第7号及び様式第8号
- (66) 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和60年愛媛県規則第50号）様式第1号、様式第2号及び様式第7号
- (67) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年愛媛県規則第1号）様式第1号、様式第3号及び様式第7号
- (68) 愛媛県のを管理する条例施行規則（平成7年愛媛県規則第67号）様式第1号及び様式第2号
- (69) 人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成8年愛媛県規則第38号）様式第2号及び様式第3号
- (70) 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年愛媛県規則第58号）様式第1号から様式第3号まで、様式第5号から様式第8号まで、様式第13号及び様式第16号
- (71) 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）様式第

1号から様式第13号まで

- (72) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成12年愛媛県規則第14号）様式第1号から様式第6号まで及び様式第8号
- (73) 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成12年愛媛県規則第58号）様式第1号、様式第3号、様式第5号から様式第8号まで
- (74) 医療法施行細則（平成14年愛媛県規則第43号）様式第1号から様式第20号まで、様式第22号から様式第31号まで、様式第33号から様式第35号まで、様式第37号及び様式第39号から様式第50号の2まで
- (75) 牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則（平成14年愛媛県規則第58号）様式第2号から様式第4号まで
- (76) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年愛媛県規則第45号）様式第1号から様式第3号まで
- (77) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成17年愛媛県規則第34号）様式第3号及び様式第6号
- (78) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年愛媛県規則第56号）様式第1号、様式第3号から様式第5号まで及び様式第7号から様式第9号まで
- (79) 愛媛県資源循環促進税条例施行規則（平成18年愛媛県規則第64号）様式第1号、様式第3号、様式第5号から様式第9号まで、様式第11号、様式第13号及び様式第14号
- (80) 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成19年愛媛県規則第18号）様式第1号及び様式第2号
- (81) 愛媛県核燃料税条例施行規則（平成31年愛媛県規則第3号）様式第1号
- (82) 愛媛県生涯学習センター管理規則（令和2年愛媛県規則第12号）様式第3号及び様式第6号
- (83) 愛媛県総合科学博物館管理規則（令和2年愛媛県規則第13号）様式第3号及び様式第6号
- (84) 愛媛県歴史文化博物館管理規則（令和2年愛媛県規則第15号）様式第3号及び様式第6号
- (85) 愛媛県美術館管理規則（令和2年愛媛県規則第17号）様式第5号

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第35号

愛媛県聴聞規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県聴聞規則の一部を改正する規則

愛媛県聴聞規則（平成6年愛媛県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（聴聞調書及び報告書の記載事項）</p> <p><b>第11条</b> 法第24条第1項の聴聞の審理の経過を記載した調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載しなければ _____ ならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければ _____ ならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><b>第2号様式</b>（第3条関係） 代理人資格証明書</p>		<p>（聴聞調書及び報告書の記載事項）</p> <p><b>第11条</b> 法第24条第1項の聴聞の審理の経過を記載した調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者が記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者が記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><b>第2号様式</b>（第3条関係） 代理人資格証明書</p>	
<p>省略</p> <p>当事者又 省略</p> <p>は参加人 氏 名 { 法人その他の団体にあつて }</p> <p>は、名称及び代表者の氏名 _____</p> <p>省略</p>		<p>省略</p> <p>当事者又 省略</p> <p>は参加人 氏 名 { 法人その他の団体にあつて }</p> <p>は、名称及び代表者の氏名 _____ ㊟</p> <p>省略</p>	
<p>省略</p>		<p>省略</p>	
代	省略	代	省略
理	氏 名 _____	理	氏 名 _____
人		人	( 歳 ) _____

第3号様式(第4条関係) 聴聞参加許可申請書

省略	省略
申請者	氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略	_____
省略	
省略	

様式第4号(第5条関係) 文書等閲覧請求書

省略	省略
請求者	氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略	_____
省略	
省略	

様式第5号(第7条関係) 補佐人出頭許可申請書

省略	省略
申請者	氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略	_____
省略	
補佐人	氏名
省略	_____
省略	
省略	

様式第6号(第12条関係) 聴聞調書等閲覧請求書

省略	省略
請求者	氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略	_____
省略	
省略	

注 当事者又は参加人が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

第3号様式(第4条関係) 聴聞参加許可申請書

省略	省略
申請者	氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略	_____ 年 歳
省略	
省略	

注 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第4号(第5条関係) 文書等閲覧請求書

省略	省略
請求者	氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略	_____
省略	
省略	

注 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第5号(第7条関係) 補佐人出頭許可申請書

省略	省略
申請者	氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略	_____
省略	
補佐人	氏名
省略	_____ ( 歳 )
省略	
省略	

注 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第6号(第12条関係) 聴聞調書等閲覧請求書

省略	省略
請求者	氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略	_____
省略	
省略	

注 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第36号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p><b>第11号様式（第1条関係）</b></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">市町長</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p><b>第12号様式（第1条関係）</b></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">市町長</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p><b>第13号様式（第1条関係）</b></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">市町長</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>備考 省略</p> <p><b>第14号様式（第1条関係）</b></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">市町長</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>備考 省略</p> <p><b>第15号様式（第1条関係）</b></p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">省略</td> <td style="width: 33%;">省略</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名又は 名称及び その代表 者の氏名</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>備考 省略</p> <p><b>第20号様式（第5条関係）</b></p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>備考 記名押印に代えて署名することができます。</p>	省略	省略			氏名又は 名称及び その代表 者の氏名	—		省略		<p><b>第11号様式（第1条関係）</b></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">市町長</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p><b>第12号様式（第1条関係）</b></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">市町長</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p><b>第13号様式</b></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">市町長</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>備考 省略</p> <p><b>第14号様式（第1条関係）</b></p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">市町長</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>備考 省略</p> <p><b>第15号様式（第1条関係）</b></p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">省略</td> <td style="width: 33%;">省略</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名又は 名称及び その代表 者の氏名</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>備考 省略</p> <p><b>第20号様式（第5条関係）</b></p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>備考 省略</p>	省略	省略			氏名又は 名称及び その代表 者の氏名	印		省略	
省略	省略																		
	氏名又は 名称及び その代表 者の氏名	—																	
	省略																		
省略	省略																		
	氏名又は 名称及び その代表 者の氏名	印																	
	省略																		

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第37号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																								
<p><b>様式第1号</b>（第4条の4、第16条関係） 水質・土壌検査報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p><b>様式第1号の2</b>（第4条の4、第7条、第12条、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号の2関係） 検査試料採取調書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">採取者 所 属 職 氏 名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第7条関係） 特定事業許可申請書 (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">申請者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p> <p><b>様式第2号の2</b>（第7条、様式第2号、様式第3号、様式第4号関係） 説明会等報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p><b>様式第2号の3</b>（第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係） 誓約書 (表)</p>	省略	報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	—	省略			省略			省略	採取者 所 属 職 氏 名	—	省略			省略			省略	申請者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	—	省略			省略			省略	報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	—	省略			省略			<p><b>様式第1号</b>（第4条の4、第16条関係） 水質・土壌検査報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">— ㊞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p><b>様式第1号の2</b>（第4条の4、第7条、第12条、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号の2関係） 検査試料採取調書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">採取者 所 属 職 氏 名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">— ㊞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第7条関係） 特定事業許可申請書 (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">申請者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">— ㊞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p><u>2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p> <p><b>様式第2号の2</b>（第7条、様式第2号、様式第3号、様式第4号関係） 説明会等報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">— ㊞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p><u>2 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p><b>様式第2号の3</b>（第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係） 誓約書 (表)</p>	省略	報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	— ㊞	省略			省略			省略	採取者 所 属 職 氏 名	— ㊞	省略			省略			省略	申請者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	— ㊞	省略			省略			省略	報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	— ㊞	省略			省略		
省略	報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	—																																																																							
省略																																																																									
省略																																																																									
省略	採取者 所 属 職 氏 名	—																																																																							
省略																																																																									
省略																																																																									
省略	申請者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	—																																																																							
省略																																																																									
省略																																																																									
省略	報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	—																																																																							
省略																																																																									
省略																																																																									
省略	報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	— ㊞																																																																							
省略																																																																									
省略																																																																									
省略	採取者 所 属 職 氏 名	— ㊞																																																																							
省略																																																																									
省略																																																																									
省略	申請者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	— ㊞																																																																							
省略																																																																									
省略																																																																									
省略	報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	— ㊞																																																																							
省略																																																																									
省略																																																																									



省略
申請者（届出者） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略

注 省略

（裏） 省略

様式第3号（第7条関係） 特定事業（一時堆積事業）許可申請書（表）

省略
申請者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注 省略

（裏） 省略

様式第4号（第11条関係） 特定事業変更許可申請書（表）

省略
申請者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注 省略

（裏） 省略

様式第5号（第11条関係） 特定事業変更届（表）

省略
届出者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注 省略

（裏） 省略

様式第6号（第12条、第12条の2、様式第7号の2関係） 土砂等搬入届

省略
届出者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1 省略

2 省略

省略
申請者（届出者） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略

注 省略

（裏） 省略

様式第3号（第7条関係） 特定事業（一時堆積事業）許可申請書（表）

省略
申請者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

（裏） 省略

様式第4号（第11条関係） 特定事業変更許可申請書（表）

省略
申請者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

（裏） 省略

様式第5号（第11条関係） 特定事業変更届（表）

省略
届出者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

（裏） 省略

様式第6号（第12条、第12条の2、様式第7号の2関係） 土砂等搬入届

省略
届出者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第7号（第12条、様式第6号、様式第7号の2関係） 土砂等

採取場所証明書

省略
省略
採取場所の責任者 氏 名
省略
省略

注 省略

様式第7号の2（第12条、第12条の2関係） 土砂等搬入変更届

省略
届出者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注 省略

様式第7号の3（第12条の2関係） 土砂等管理台帳

様式第7号の3（その1） 土砂等管理台帳（一時堆積事業以外）

省略
----

注 省略

別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項

搬出年月日	年月日	搬入年月日	年月日	作成者役職・氏名	—
省略					

注 省略

様式第7号の3（その2） 土砂等管理台帳（一時堆積事業）

省略
----

注 省略

別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項

搬出年月日	年月日	搬入年月日	年月日	作成者役職・氏名	—
省略					

注 省略

様式第8号（第13条関係） 特定事業状況報告書

省略
報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1・2 省略

様式第10号（第18条関係） 特定事業完了届

様式第7号（第12条、様式第6号、様式第7号の2関係） 土砂等

採取場所証明書

省略
省略
採取場所の責任者 氏 名
省略
省略

注 省略

様式第7号の2（第12条、第12条の2関係） 土砂等搬入変更届

省略
届出者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第7号の3（第12条の2関係） 土砂等管理台帳

様式第7号の3（その1） 土砂等管理台帳（一時堆積事業以外）

省略
----

注 省略

別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項

搬出年月日	年月日	搬入年月日	年月日	作成者役職・氏名	㊟
省略					

注 省略

様式第7号の3（その2） 土砂等管理台帳（一時堆積事業）

省略
----

注 省略

別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項

搬出年月日	年月日	搬入年月日	年月日	作成者役職・氏名	㊟
省略					

注 省略

様式第8号（第13条関係） 特定事業状況報告書

省略
報告者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1・2 省略

3 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第10号（第18条関係） 特定事業完了届

省略
届出者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1・2 省略

様式第11号（第19条関係） 特定事業廃止（休止・再開）届

省略
届出者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1・2 省略

様式第12号（第20条関係） 特定事業承継届

省略
届出者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注 省略

省略
届出者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第11号（第19条関係） 特定事業廃止（休止・再開）届

省略
届出者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第12号（第20条関係） 特定事業承継届

省略
届出者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
省略
省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第38号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>様式第1号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	省略	申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	省略	省略	<p>様式第1号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>	省略	申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	省略	省略
省略									
申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）									
省略									
省略									
省略									
申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）									
省略									
省略									

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

10 次に掲げる場合は、9(1)に掲げる書類の添付を要しない。

(1)・(2) 省略

11 直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、9(8)及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

12 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、9(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第2号（第2条関係） 廃棄物再生事業者登録申請書

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略

様式第4号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

省略	申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

様式第5号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設定期検査申請書

省略	申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	—
省略		
省略		

注 省略

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略

11 次に掲げる場合は、10(1)に掲げる書類の添付を要しない。

(1)・(2) 省略

12 直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、10(8)及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

13 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、10(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第2号（第2条関係） 廃棄物再生事業者登録申請書

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

- 3 省略
- 4 省略

様式第4号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

省略	申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	—
省略		
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第5号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設定期検査申請書

省略	申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	—
省略		
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第7号(第2条関係) 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書

省略	氏名(法人にあつては、 報告者 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

様式第8号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

省略	氏名(法人にあつては、 申請者 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、9(8)及び10に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

11 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。))に限る。)を受けている場合は、9(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第9号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

省略	氏名(法人にあつては、 届出者 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第7号(第2条関係) 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書

省略	氏名(法人にあつては、 報告者 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第8号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

省略	氏名(法人にあつては、 申請者 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、10(8)及び10に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

12 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。))に限る。)を受けている場合は、10(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第9号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

省略	氏名(法人にあつては、 届出者 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

4 省略

5 省略

様式第10号（第2条関係） 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

省略	届出者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

様式第11号（第2条関係） 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

省略	申請者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第12号（第2条関係） 熱回収施設設置者認定申請書

省略	申請者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

様式第13号（第2条関係） 熱回収施設休廃止等届出書

省略	届出者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		
省略		

5 省略

6 省略

様式第10号（第2条関係） 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

省略	届出者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

様式第11号（第2条関係） 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

省略	申請者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第12号（第2条関係） 熱回収施設設置者認定申請書

省略	申請者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

様式第13号（第2条関係） 熱回収施設休廃止等届出書

省略	届出者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		
省略		

注 1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第14号(第2条関係) 熱回収報告書

省略	氏名(法人にあつては、 報告者 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注 1 省略

2 省略

3 省略

様式第15号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更届出書

省略	代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第16号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書

省略	氏名(法人にあつては、 申請者 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注 1・2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、6(3)及び(5)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

8 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。))に限る。)を受けている場合は、6(6)から(11)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第17号(第2条関係) 合併(分割)認可申請書

注 1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

様式第14号(第2条関係) 熱回収報告書

省略	氏名(法人にあつては、 報告者 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注 1 省略

2 報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第15号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更届出書

省略	代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第16号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書

省略	氏名(法人にあつては、 申請者 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注 1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 直前の事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、7(3)及び(5)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

9 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。))に限る。)を受けている場合は、7(6)から(11)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第17号(第2条関係) 合併(分割)認可申請書

省略
申請者 名称及び代表者の氏名
省略
省略

注 省略

様式第18号(第2条関係) 相続届出書

省略
届出者 氏名
省略
省略

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、4(2)及び(5)から(7)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第19号(第2条関係) 一般廃棄物の種類等届出書

省略		
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
省略		
省略		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間の処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては石綿含有一般廃棄物の処理量を、当該施設が産業廃棄物の最終処分場(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	種類	年間処理量
非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域(非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合)	時期	
	地域	

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類

省略
申請者 名称及び代表者の氏名
省略
省略

注 省略

様式第18号(第2条関係) 相続届出書

省略
届出者 氏名
省略
省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、5(2)及び(5)から(7)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第19号(第2条関係) 一般廃棄物の種類等届出書

省略		
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
省略		
省略		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間の処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては石綿含有一般廃棄物の処理量を、当該施設が産業廃棄物の最終処分場(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	種類	年間処理量

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類



ア・イ 省略

ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又は第10号に該当する者であることを示す書類

エ 省略

オ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

様式第20号（第2条、様式第26号関係） 一般廃棄物の種類等届出受理書

省略	
許可に付された条件	
非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合）	時期
	地域

様式第21号（第3条関係） 一般廃棄物処理施設設置届出書

省略
代表者の氏名
省略

注 省略

様式第23号（第3条関係） 最終処分場台帳閲覧請求書

省略
氏名
省略

注1 省略

2 省略

様式第24号（第3条関係） 廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

省略
氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略

注1 省略

2 省略

様式第25号（第3条関係） 廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止・再開）届出書

省略
氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略

注1・2 省略

3 省略

4 省略

ア・イ 省略

ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号 \_\_\_\_\_ に該当する者であることを示す書類

エ 省略

様式第20号（第2条、様式第26号関係） 一般廃棄物の種類等届出受理書

省略	
許可に付された条件	

様式第21号（第3条関係） 一般廃棄物処理施設設置届出書

省略
代表者の氏名
省略

注 省略

様式第23号（第3条関係） 最終処分場台帳閲覧請求書

省略
氏名
省略

注1 省略

2 請求者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第24号（第3条関係） 廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

省略
氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第25号（第3条関係） 廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止・再開）届出書

省略
氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

5 省略

様式第26号（第3条関係） 一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書

省略	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	—
省略		
省略		

注1・2 省略

3 省略

様式第27号（第4条関係） 一般・産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	—
省略		

注1・2 省略

3 省略

4 省略

様式第28号（第4条関係） 熱回収施設設置者認定証再交付申請書

省略	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第28号の2（第4条関係） 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書

省略	名称及び代表者の氏名	—
省略	名称及び代表者の氏名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第29号（第4条関係） 産業廃棄物収集運搬業許可証等再交付申請書

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	—
省略		
省略		

様式第26号（第3条関係） 一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書

省略	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		
省略		

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

様式第27号（第4条関係） 一般・産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

5 省略

様式第28号（第4条関係） 熱回収施設設置者認定証再交付申請書

省略	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第28号の2（第4条関係） 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書

省略	名称及び代表者の氏名	㊟
省略	名称及び代表者の氏名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第29号（第4条関係） 産業廃棄物収集運搬業許可証等再交付申請書

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		
省略		

注 1 省略

2 省略

3 省略

様式第30号（第4条関係） 廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

省略	氏名又は名称及び住所	
申請者	並びに法人にあつては、その代表者の氏名	—
省略		

注 1 省略

2 省略

3 省略

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第30号（第4条関係） 廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

省略	氏名又は名称及び住所	
申請者	並びに法人にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第39号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和40年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>様式第1号（第2条関係） 在庫麻薬届</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名又は名称</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	省略	氏名又は名称	省略	省略	<p>様式第1号（第2条関係） 在庫麻薬届</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名又は名称</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	省略	氏名又は名称	省略	省略		
省略													
省略													
氏名又は名称													
省略													
省略													
省略													
省略													
氏名又は名称													
省略													
省略													
<p>様式第2号（第2条関係） 在庫麻薬譲渡届</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名又は名称</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	省略	氏名又は名称	省略	省略	<p>様式第2号（第2条関係） 在庫麻薬譲渡届</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名又は名称</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	省略	氏名又は名称	省略	省略		
省略													
省略													
氏名又は名称													
省略													
省略													
省略													
省略													
氏名又は名称													
省略													
省略													
<p>様式第3号（第2条関係） 麻薬卸売業者報告書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td>氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table>	省略	省略	省略	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	省略		<p>様式第3号（第2条関係） 麻薬卸売業者報告書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td>氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table>	省略	省略	省略	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	省略	
省略	省略												
省略	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）												
省略													
省略	省略												
省略	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）												
省略													
<p>注 省略</p> <p>様式第4号（第2条関係） 麻薬年間受払届</p>	<p>注 省略</p> <p>様式第4号（第2条関係） 麻薬年間受払届</p>												

省略
免許の種類 免許証の番号 氏 名 _____
省略

様式第5号(第2条関係) 麻薬中毒者診断届

省略
省略
医師 住 所 氏 名 _____
省略

様式第6号(第3条関係) 診断書

省略
省略
診断医師氏名 _____
省略

様式第8号(第5条関係) 麻薬中毒者等通報書

省略
省略
矯正施設の長氏名 _____
省略
省略

様式第10号(第6条関係) 麻薬中毒者等診断報告書

省略
省略
氏 名 _____
省略
省略

注 省略

様式第14号(第9条関係) 措置入院期間(継続、延長、継続不要)通知書

省略
省略
当該施設の管理者の氏名 _____
省略
省略

注 省略

様式第15号(第9条関係) 措置入院者事故届

省略
省略
当該施設の管理者の氏名 _____
省略
省略

様式第16号(第9条関係) 措置入院者行動制限(開始、解除)届

省略
省略
当該施設の管理者の氏名 _____
省略

省略
免許の種類 免許証の番号 氏 名 _____ 印
省略

様式第5号(第2条関係) 麻薬中毒者診断届

省略
省略
医師 住 所 氏 名 _____ ㊞
省略

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第6号(第3条関係) 診断書

省略
省略
診断医師氏名 _____ ㊞
省略

様式第8号(第5条関係) 麻薬中毒者等通報書

省略
省略
矯正施設の長氏名 _____ ㊞
省略
省略

様式第10号(第6条関係) 麻薬中毒者等診断報告書

省略
省略
氏 名 _____ ㊞
省略
省略

注 省略

様式第14号(第9条関係) 措置入院期間(継続、延長、継続不要)通知書

省略
省略
当該施設の管理者の氏名 _____ ㊞
省略
省略

注 省略

様式第15号(第9条関係) 措置入院者事故届

省略
省略
当該施設の管理者の氏名 _____ ㊞
省略
省略

様式第16号(第9条関係) 措置入院者行動制限(開始、解除)届

省略
省略
当該施設の管理者の氏名 _____ ㊞
省略

省略

注 省略

省略

注 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第40号

愛媛県覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県覚醒剤取締法施行細則（昭和27年愛媛県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>第1号様式（その1）</p> <div data-bbox="153 1010 762 1137"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>第1号様式（その2）</p> <div data-bbox="153 1223 762 1350"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>第1号様式（その3）</p> <div data-bbox="153 1435 762 1563"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>省略</p> </div> <p>第2号様式（第3条関係）</p> <p>第2号様式（その1）</p> <div data-bbox="153 1648 762 1776"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>第2号様式（その2）</p> <div data-bbox="153 1861 762 2024"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>省略</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>第3号様式（第4条関係）</p> <p>第3号様式（その1）</p>	<p>（手数料）</p> <p><u>第13条 法第38条の規定により県の収入となる手数料は、申請書提出の際納入しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により納入した手数料は、如何なる事由があつても返還しない。</u></p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>第1号様式（その1）</p> <div data-bbox="828 1010 1437 1137"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>第1号様式（その2）</p> <div data-bbox="828 1223 1437 1350"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>第1号様式（その3）</p> <div data-bbox="828 1435 1437 1563"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>省略</p> </div> <p>第2号様式（第3条関係）</p> <p>第2号様式（その1）</p> <div data-bbox="828 1648 1437 1776"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>第2号様式（その2）</p> <div data-bbox="828 1861 1437 2024"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>省略</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>第3号様式（第4条関係）</p> <p>第3号様式（その1）</p>

省略	氏 名	—
省略		

注 省略

第3号様式(その2)

省略	氏 名	—
省略		

注 省略

第4号様式(第5条関係)

省略	氏 名	—
省略		

注 省略

第5号様式(第6条関係)

省略	医 師 氏 名	—
省略		

第6号様式(第7条関係)

省略	氏 名	—
省略		

注 省略

第7号様式(第8条関係)

第7号様式(その1)

省略	氏 名	—
省略		

注 省略

第7号様式(その2)

省略	氏 名	—
省略		

注 省略

第7号様式(その3)

省略	氏 名	—
省略		

第9号様式(第10条関係)

省略	氏 名	—
省略		

注 省略

第10号様式(第11条関係)

第10号様式(その1)

省略	指定番号	第 号
	指定年月日	

省略	氏 名	㊟
省略		

注 省略

第3号様式(その2)

省略	氏 名	㊟
省略		

注 省略

第4号様式(第5条関係)

省略	氏 名	㊟
省略		

注 省略

第5号様式(第6条関係)

省略	医 師 氏 名	㊟
省略		

第6号様式(第7条関係)

省略	氏 名	㊟
省略		

注 省略

第7号様式(第8条関係)

第7号様式(その1)

省略	氏 名	㊟
省略		

注 省略

第7号様式(その2)

省略	氏 名	㊟
省略		

注 省略

第7号様式(その3)

省略	氏 名	㊟
省略		

第9号様式(第10条関係)

省略	氏 名	㊟
省略		

注 省略

第10号様式(第11条関係)

第10号様式(その1)

省略	指定年月日	
----	-------	--

省略						
氏名						
品名	期初所	譲受数	施用数	施用交	期末所	省略
	有数量	量	量	付数量	有数量	

注1 省略  
 2 事故の届出し、又は廃棄した場合には、備考欄に数量及び事由を記載すること。  
 3 省略  
 第10号様式(その2)

省略								
指定番号 第 号								
指定年月日								
省略								
氏名								
品名	期初	譲受	製造	使用	施用	施用	期末	省略
	所有	数量	数量	数量	数量	交付	所有	
	数量					数量	数量	

注1 事故の届出し、又は廃棄した場合には、備考欄に数量及び事由を記載すること。  
 2 省略

省略				
氏名				
品名	数量			省略
	譲受	施用	交付	

注1 省略  
 2 備考欄には、事故及びその数量を記載すること。  
 3 省略  
 第10号様式(その2)

省略			
指定年月日			
省略			
氏名			
品名	数量		省略
	譲受	研究使用	

注1 備考欄には、事故及びその数量を記載すること。  
 2 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第41号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>第1号様式(第9条関係) クリーニング所営業届</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注1 省略 2 省略</p>	省略	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	省略	省略	<p>第1号様式(第9条関係) クリーニング所営業届</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注1 省略 2 事業者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。 3 省略</p>	省略	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	省略	省略
省略									
氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)									
省略									
省略									
省略									
氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)									
省略									
省略									

3 省略

4 省略

第1号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業届

省略	(ふりがな) 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

第4号様式(第9条関係) クリーニング所営業承継届

第4号様式(その1) 相続による場合

省略	(ふりがな) 氏名	—
省略		
省略		
注意事項		
次の書類を添付してください。		
(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し		
(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書		
(3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類		
ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号		
ウ 従事者数		
エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名		

第4号様式(その2) 合併又は分割による場合

省略	(ふりがな) 代表者の氏名	—
省略		
省略		

第4号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業承継届

第4号の2様式(その1) 相続による場合

省略	(ふりがな) 氏名	—
省略		
省略		

4 省略

5 省略

第1号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業届

省略	(ふりがな) 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 営業者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

第4号様式(第9条関係) クリーニング所営業承継届

第4号様式(その1) 相続による場合

省略	(ふりがな) 氏名	㊟
省略		
省略		
注意事項		
1 記名押印に代えて署名することができます。		
2 次の書類を添付してください。		
(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し		
(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書		
(3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類		
ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号		
ウ 従事者数		
エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名		

第4号様式(その2) 合併又は分割による場合

省略	(ふりがな) 代表者の氏名	㊟
省略		
省略		

第4号の2様式(第9条関係) 無店舗取次店営業承継届

第4号の2様式(その1) 相続による場合

省略	(ふりがな) 氏名	㊟
省略		
省略		



注意事項

次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
  - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - ウ 従事者数
  - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第4号の2様式（その2） 合併又は分割による場合

省略	代表者の氏名	—
省略		
省略		

第6号様式（第9条関係） クリーニング師免許申請書

省略

氏 名

省略

1 省略

2 旧姓又は通称名（併記を希望する場合）

3 省略

省略

第8号様式（第9条関係） クリーニング師免許証訂正申請書

省略

1 省略

2 変更事項

(1)・(2) 省略

(3) 旧姓又は通称名（併記を希望する場合）

新

旧

3・4 省略

5 添付書類

免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本

省略

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にあるこの規則による改正前のクリーニング業法施行細則第6号様式及び第8号様式の規定による申請書は、それぞれ改正後のクリーニング業法施行細則第6号様式及び第8号様式の規定による申請書とみなす。

注意事項

1 記名押印に代えて署名することができます。

2 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
  - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - ウ 従事者数
  - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第4号の2様式（その2） 合併又は分割による場合

省略	代表者の氏名	㊟
省略		
省略		

第6号様式（第9条関係） クリーニング師免許申請書

省略

氏 名

省略

1 省略

2 省略

省略

注 記名押印に代えて署名することができる。

第8号様式（第9条関係） クリーニング師免許証訂正申請書

省略

1 省略

2 変更事項

(1)・(2) 省略

3・4 省略

5 添付書類

免許証及び戸籍謄本又は抄本

省略

○愛媛県規則第42号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
<p>(児童自立生活援助事業開始届出書等)</p> <p><b>第36条 省略</b></p> <p><u>2 前項の届出書には、届出者が置く施行規則第36条の31第1項第7号の養育者等又は指導員及び補助員のうちに精神の機能の障害を有する者がいる場合にあつては、その者の当該障害に係る医師の診断書を添えなければならない。</u></p> <p><b>様式第6号（第4条関係） 療育給付申請書</b></p> <table border="1" data-bbox="156 763 762 976"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p><b>様式第7号（第4条関係） 療育給付意見書</b></p> <table border="1" data-bbox="156 1099 762 1227"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>担当医師名</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p><b>様式第8号（第5条関係） 指定療育機関指定申請書</b></p> <table border="1" data-bbox="156 1312 762 1440"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>記載要領 省略</p> <p>備考 省略</p> <p><b>様式第9号（第6条関係） 指定療育機関変更届</b></p> <p>省略</p> <p>氏名</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p><b>様式第10号（第6条関係） 指定療育機関休止（再開）届</b></p> <table border="1" data-bbox="156 1765 762 1892"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p><b>様式第11号（第7条関係） 指定療育機関辞退届</b></p> <table border="1" data-bbox="156 1939 762 2067"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p><b>様式第12号（第8条関係） 障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額（免除）申請書</b></p>	省略	省略	氏名	省略	省略	省略	省略	担当医師名	省略	氏名	省略	省略	氏名	省略	省略	氏名	省略	<p>(児童自立生活援助事業開始届出書等)</p> <p><b>第36条 省略</b></p> <p><b>様式第6号（第4条関係） 療育給付申請書</b></p> <table border="1" data-bbox="833 763 1439 976"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3 記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p><b>様式第7号（第4条関係） 療育給付意見書</b></p> <table border="1" data-bbox="833 1099 1439 1227"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>担当医師名</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p><b>様式第8号（第5条関係） 指定療育機関指定申請書</b></p> <table border="1" data-bbox="833 1312 1439 1440"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>記載要領 省略</p> <p>備考 省略</p> <p><b>様式第9号（第6条関係） 指定療育機関変更届</b></p> <p>省略</p> <p>氏名</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p><b>様式第10号（第6条関係） 指定療育機関休止（再開）届</b></p> <table border="1" data-bbox="833 1765 1439 1892"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p><b>様式第11号（第7条関係） 指定療育機関辞退届</b></p> <table border="1" data-bbox="833 1939 1439 2067"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p><b>様式第12号（第8条関係） 障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額（免除）申請書</b></p>	省略	省略	氏名	省略	省略	省略	省略	担当医師名	省略	氏名	省略	省略	氏名	省略	省略	氏名	省略
省略																																			
省略																																			
氏名																																			
省略																																			
省略																																			
省略																																			
省略																																			
担当医師名																																			
省略																																			
氏名																																			
省略																																			
省略																																			
氏名																																			
省略																																			
省略																																			
氏名																																			
省略																																			
省略																																			
省略																																			
氏名																																			
省略																																			
省略																																			
省略																																			
省略																																			
担当医師名																																			
省略																																			
氏名																																			
省略																																			
省略																																			
氏名																																			
省略																																			
省略																																			
氏名																																			
省略																																			

省略	氏 名	—
省略		

注1・2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第12号の2（第8条の2関係） 障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）利用者負担額変更申請書

省略	氏 名	—
省略		

注1・2 省略

3 省略

4 省略

様式第12号の3（第8条の3関係） 入所給付決定変更届出書

省略	氏 名	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第12号の6（第8条の6関係） 障害児入所受給者証再交付申請書

省略	氏 名	—
省略		

注1 省略

2 省略

様式第13号（第8条の7関係） 障害児入所医療受給者証再交付申請書

省略	氏 名	—
省略		

注1 省略

2 省略

様式第14号（第9条関係） 高額障害児入所給付費支給申請書

省略	氏 名	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

省略	氏 名	㊟
省略		

注1・2 省略

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

様式第12号の2（第8条の2関係） 障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）利用者負担額変更申請書

省略	氏 名	㊟
省略		

注1・2 省略

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

5 省略

様式第12号の3（第8条の3関係） 入所給付決定変更届出書

省略	氏 名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第12号の6（第8条の6関係） 障害児入所受給者証再交付申請書

省略	氏 名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第13号（第8条の7関係） 障害児入所医療受給者証再交付申請書

省略	氏 名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第14号（第9条関係） 高額障害児入所給付費支給申請書

省略	氏 名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

4 省略

様式第15号（第11条、様式第15号の3関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書

省略	代表者の氏名	—
	省略	
省略		

注 省略

別紙1～別紙8 省略

様式第15号の2（第11条の2関係） 特例による指定を不要とする旨の申出書

省略	—
省略	

注1 省略

2 省略

様式第15号の3（第11条の3関係） 指定障害児通所支援事業者指定変更申請書

省略	代表者の氏名	—
	省略	
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第15号の4（第11条の4関係） 指定障害児入所施設指定変更申請書

省略	代表者の氏名	—
	省略	
省略		

注 省略

様式第16号（第12条関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）変更届出書

省略	代表者の氏名	—
	省略	
省略		

注1・2 省略

3 省略

5 省略

様式第15号（第11条、様式第15号の3関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書

省略	代表者の氏名	㊟
	省略	
省略		

注 省略

別紙1～別紙8 省略

様式第15号の2（第11条の2関係） 特例による指定を不要とする旨の申出書

省略	㊟
省略	

注1 省略

2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第15号の3（第11条の3関係） 指定障害児通所支援事業者指定変更申請書

省略	代表者の氏名	㊟
	省略	
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第15号の4（第11条の4関係） 指定障害児入所施設指定変更申請書

省略	代表者の氏名	㊟
	省略	
省略		

注 省略

様式第16号（第12条関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）変更届出書

省略	代表者の氏名	㊟
	省略	
省略		

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

**様式第16号の2**（第12条の2関係） 指定障害児通所支援事業廃止（休止・再開）届出書

省略	—
省略	
省略	

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

**様式第17号**（第13条関係） 指定障害児入所施設指定辞退届出書

省略	代表者の氏名	—
省略		
省略		

注 省略

**様式第17号の2**（第16条の2関係） 業務管理体制整備（区分変更）届出書

省略	—
省略	
省略	

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

**様式第17号の3**（第16条の3関係） 業務管理体制変更届出書

省略	—
省略	
省略	

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

**様式第18号**（第17条関係） 助産施設、母子生活支援施設入所申込書

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

**様式第16号の2**（第12条の2関係） 指定障害児通所支援事業廃止（休止・再開）届出書

省略	—
省略	㊟
省略	

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

**様式第17号**（第13条関係） 指定障害児入所施設指定辞退届出書

省略	代表者の氏名	—
省略		
省略		

注 省略

**様式第17号の2**（第16条の2関係） 業務管理体制整備（区分変更）届出書

省略	—
省略	㊟
省略	

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

**様式第17号の3**（第16条の3関係） 業務管理体制変更届出書

省略	—
省略	㊟
省略	

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

**様式第18号**（第17条関係） 助産施設、母子生活支援施設入所申込書

省略
省略
申込者氏名 _____

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申込者の属する世帯の所得税額及び市町村民税額を証明する書類
- (2) 住民票
- (3) 母子生活支援施設入所については、入所しようとする者の健康診断書及び戸籍謄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

様式第23号（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）認定登録申請書

省略
氏名 _____
省略

注 1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1)～(3) 省略
- (4) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の20第1項各号 \_\_\_\_\_ のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- (5)～(8) 省略

様式第23号の2（第23条の4関係） 親族里親認定申請書

省略
氏名 _____
省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1)・(2) 省略
- (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の20第1項各号 \_\_\_\_\_ のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- (4)・(5) 省略

様式第23号の3（第23条の4関係） 養子縁組里親認定登録申請書


省略
氏名 _____
省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1)～(3) 省略
- (4) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の20第1項各号 \_\_\_\_\_ のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- (5)～(7) 省略

様式第23号の4（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）・養子縁組里親・親族里親家庭調査票

省略
省略
申込者氏名 _____ 

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申込者の属する世帯の所得税額及び市町村民税額を証明する書類
- (2) 住民票
- (3) 母子生活支援施設入所については、入所しようとする者の健康診断書及び戸籍謄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

様式第23号（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）認定登録申請書


省略
氏名 _____ 
省略

注 1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1)～(3) 省略
- (4) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の20第1項各号（同居人にあつては、第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- (5)～(8) 省略

様式第23号の2（第23条の4関係） 親族里親認定申請書


省略
氏名 _____ 
省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1)・(2) 省略
- (3) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の20第1項各号（同居人にあつては、第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- (4)・(5) 省略

様式第23号の3（第23条の4関係） 養子縁組里親認定登録申請書

省略
氏名 _____ 
省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1)～(3) 省略
- (4) 申請者及びその同居人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の20第1項各号（同居人にあつては、第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- (5)～(7) 省略

様式第23号の4（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）・養子縁組里親・親族里親家庭調査票

省略						
申請者についての事項の有無	省略					
	欠格事由	1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無有	欠格事由	1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無有
	2	省略		2	省略	
	3	省略		3	省略	
	省略					

注 省略

様式第26号（第23条の6関係） 養育里親（専門里親）名簿登録更新申請書

省略	氏名	—
省略		

注 省略

様式第26号の2（第23条の6関係） 養子縁組里親名簿登録更新申請書

省略	氏名	—
省略		

注 省略

様式第30号の5（第35条の2、第40条関係） 養子縁組承諾許可申請書

様式第30号の5（その1） 省略

様式第30号の5（その2）

省略	施設長	—
省略		

注 省略

様式第30号の6（第35条の2、第40条関係） 養子縁組調査書

養子縁組調査書	省略	
	調査者	—
省略		

注 省略

様式第30号の8（第35条の3関係） 児童自立生活援助実施申込書

省略		
省略	申込者氏名	—

注 1 省略

2 省略

省略						
申請者についての事項の有無	省略					
	欠格事由	1 成年被後见人又は被保佐人	無有	欠格事由	1 成年被後见人又は被保佐人	無有
	2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無有	2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無有
	3	省略		3	省略	
	4	省略		4	省略	
省略						

注 省略

様式第26号（第23条の6関係） 養育里親（専門里親）名簿登録更新申請書

省略	氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第26号の2（第23条の6関係） 養子縁組里親名簿登録更新申請書

省略	氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第30号の5（第35条の2、第40条関係） 養子縁組承諾許可申請書

様式第30号の5（その1） 省略

様式第30号の5（その2）

省略	施設長	㊟
省略		

注 省略

様式第30号の6（第35条の2、第40条関係） 養子縁組調査書

養子縁組調査書	省略	
	調査者	㊟
省略		

注 省略

様式第30号の8（第35条の3関係） 児童自立生活援助実施申込書

省略		
省略	申込者氏名	㊟

注 1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第30号の9（第35条の4関係） 障害児通所支援事業等開始届出書

省略
省略

注1・2 省略

3 省略

様式第30号の10（第35条の5関係） 障害児通所支援事業等変更届出書

省略
省略

注1・2 省略

3 省略

4 省略

様式第30号の11（第35条の6関係） 障害児通所支援事業等廃止（休止）届出書

省略
省略

注1～3 省略

4 省略

様式第30号の12（第36条関係） 児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）開始届出書

省略			
届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名			
省略			
職員	定数	職務の内容	別紙のとおり
		主な職員の氏名及び経歴	別紙のとおり
養育者等又は指導員及び補助員 の精神の機能の障害の有無	有・無		
省略			

注1～3 省略

4 「養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無」の欄には、有無のいずれかを で囲むこと。

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(3) 省略

(4) 届出者が置く児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の31第1項第7号の養育者等又は指導員及び補助員のうちに精神の機能の障害を有する者がいる場合にあつては、その者の当該障害に係る医師の診断書

様式第30号の9（第35条の4関係） 障害児通所支援事業等開始届出書

省略
省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 省略

様式第30号の10（第35条の5関係） 障害児通所支援事業等変更届出書

省略
省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 省略

5 省略

様式第30号の11（第35条の6関係） 障害児通所支援事業等廃止（休止）届出書

省略
省略

注1～3 省略

4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

5 省略

様式第30号の12（第36条関係） 児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）開始届出書

省略			
届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名			
省略			
職員	定数	職務の内容	別紙のとおり
		主な職員の氏名及び経歴	別紙のとおり
養育者等又は指導員及び補助員 の精神の機能の障害の有無	有・無		
省略			

注1～3 省略

4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(3) 省略



様式第30号の13(第37条関係) 児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)変更届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注1・2 省略

様式第30号の14(第38条関係) 児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)廃止(休止)届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注1~3 省略

様式第30号の15(第38条の2関係) 一時預かり事業開始届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注1・2 省略

3 省略

4 省略

様式第30号の16(第38条の3関係) 一時預かり事業変更届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第30号の17(第38条の4関係) 一時預かり事業廃止(休止)届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注1~3 省略

様式第30号の18(第38条の5関係) 病児保育事業開始届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

様式第30号の13(第37条関係) 児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)変更届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

様式第30号の14(第38条関係) 児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)廃止(休止)届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注1~3 省略

4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

様式第30号の15(第38条の2関係) 一時預かり事業開始届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 省略

5 省略

様式第30号の16(第38条の3関係) 一時預かり事業変更届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

様式第30号の17(第38条の4関係) 一時預かり事業廃止(休止)届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注1~3 省略

4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

様式第30号の18(第38条の5関係) 病児保育事業開始届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注1・2 省略

3 省略

4 省略

様式第30号の19(第38条の6関係) 病児保育事業変更届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第30号の20(第38条の7関係) 病児保育事業廃止(休止)届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注1~3 省略

様式第31号(第39条関係) 児童福祉施設設置認可申請書

省略	申請者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注

1 省略

2 省略

3 省略

様式第31号の2(第39条関係) 児童福祉施設変更届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注

1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第33号(第39条関係) 児童福祉施設廃止(休止)承認申請書

省略	申請者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 省略

5 省略

様式第30号の19(第38条の6関係) 病児保育事業変更届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

様式第30号の20(第38条の7関係) 病児保育事業廃止(休止)届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注1~3 省略

4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

様式第31号(第39条関係) 児童福祉施設設置認可申請書

省略	申請者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

2 省略

3 省略

4 省略

様式第31号の2(第39条関係) 児童福祉施設変更届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第33号(第39条関係) 児童福祉施設廃止(休止)承認申請書

省略	申請者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟
省略		

注 省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第43号

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県立子ども療育センター使用規則（平成19年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2（第54条関係）					別表第2（第54条関係）				
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
省略					省略				
文書料	省略			省略	文書料	省略			省略
	診療費納付証明書	1部	1,650円			診療費納付証明書	1部	1,540円	
	省略					省略			
省略					省略				

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立子ども療育センター使用規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の文書の交付の申請に係る手数料について適用し、同日前の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第2号（第2条、様式第3号関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者）指定（更新）申請書		様式第2号（第2条、様式第3号関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者）指定（更新）申請書	
省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略
注1・2 省略		注1・2 省略	
3 省略		3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。	
		4 省略	

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略

別紙1～別紙3 省略

別紙4 短期入所事業者の指定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 「事業所の種別」の欄において、「併設型」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第115条第1項に規定する併設事業所（以下「併設事業所」という。）として事業を行う場合をいい、「空床型」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合をいう。

3～8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、基準省令第117条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要を記載した書類

(3)～(7) 省略

別紙5 省略

別紙6

(その1) 省略

(その2) 介護サービス包括型共同生活援助 外部サービス利用型共同生活援助 に係る審査

事項

省略

省略

注1～3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

(その3) 省略

別紙7

(その1) 省略

(その2)

省略

省略

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略

別紙1～別紙3 省略

別紙4 短期入所事業者の指定に係る審査事項

省略

注1 省略

2 「事業所の種別」の欄において、「併設型」とは、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号。以下「基準条例」という。）第100条第1項に規定する併設事業所（以下「併設事業所」という。）として事業を行う場合をいい、「空床型」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合をいう。

3～8 省略

9 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、基準条例第102条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要を記載した書類

(3)～(9) 省略

別紙5 省略

別紙6

(その1) 省略

(その2) 介護サービス包括型共同生活援助 外部サービス利用型共同生活援助 に係る審査

事項

省略

省略

注1～3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）第198条第10項。以下「基準条例」という。）第198条第10項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

(その3) 省略

別紙7

(その1) 省略

(その2)

省略

省略

注1～3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

別紙7の2

(その1) 介護サービス包括型共同生活援助事業者  
外部サービス利用型共同生活援助事業者 の指  
定に係る審査事項

省略

注1 この審査事項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第12条の規定の適用を受ける場合に提出すること。

2～12 省略

(その2)

省略

省略

注1～3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

別紙7の3

(その1) 省略

(その2)

省略

省略

注1～3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居を設置する場合に記載すること。

5 省略

別紙8～別紙11 省略

別紙12 指定障害福祉サービス事業者に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項（総括表） 多

省略

注1～6 省略

7 「定員緩和措置の有無」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第89条の規定に基づく利用定員緩和措置の適用の有無をいうものであること。

8～10 省略

注1～3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）第198条第10項 \_\_\_\_\_ に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

別紙7の2

(その1) 介護サービス包括型共同生活援助事業者  
外部サービス利用型共同生活援助事業者 の指  
定に係る審査事項

省略

注1 この審査事項は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）附則第15項 \_\_\_\_\_ の規定の適用を受ける場合に提出すること。

2～12 省略

(その2)

省略

省略

注1～3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）第198条第10項 \_\_\_\_\_ に規定するサテライト型住居を設置する場合に記入すること。

5 省略

別紙7の3

(その1) 省略

(その2)

省略

省略

注1～3 省略

4 「サテライト型住居」の欄は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）第198条第10項 \_\_\_\_\_ に規定するサテライト型住居を設置する場合に記載すること。

5 省略

別紙8～別紙11 省略

別紙12 指定障害福祉サービス事業者に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項（総括表） 多

省略

注1～6 省略

7 「定員緩和措置の有無」とは、愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第55号）第88条 \_\_\_\_\_ に基づく利用定員緩和措置の適用の有無をいうものであること。

8～10 省略

別紙13

(その1) 障害者支援施設の指定に係る審査事項

省略

注1・2 省略

3 「定員緩和措置の有無」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第9条第2項の規定に基づく利用定員緩和措置の適用の有無について記入すること。

4～10 省略

(その2) 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る審査事項

省略

注1～5 省略

6 「経過措置」とは、既存の障害者施設から移行する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）附則第15条から第20条までの規定の適用の有無をいうものであること。

7～9 省略

(その3) 省略

別紙14～別紙16 省略

様式第3号（第2条関係） 指定障害福祉サービス事業者指定変更申請書

省略 代表者の氏名 省略

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第4号（第2条関係） 指定障害者支援施設指定変更申請書

省略 代表者の氏名 省略

注 省略

様式第4号の2（第2条関係） 特例による指定を不要とする旨の申出書

省略

注1 省略

別紙13

(その1) 障害者支援施設の指定に係る審査事項

省略

注1・2 省略

3 「定員緩和措置の有無」の欄は、愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第58号）

第9条第2項に基づき利用定員緩和措置の適用の有無について記入すること。

4～10 省略

(その2) 昼間実施サービス及び施設入所支援に係る審査事項

省略

注1～5 省略

6 「経過措置」とは、既存の障害者施設から移行する場合には、愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第54号）附則第2項から第9項

までの規定の適用の有無をいうものであること。

7～9 省略

(その3) 省略

別紙14～別紙16 省略

様式第3号（第2条関係） 指定障害福祉サービス事業者指定変更申請書

省略 代表者の氏名 省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第4号（第2条関係） 指定障害者支援施設指定変更申請書

省略 代表者の氏名 省略

注 省略

様式第4号の2（第2条関係） 特例による指定を不要とする旨の申出書

省略

注1 省略

2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

様式第5号(第2条関係) 業務管理体制整備(区分変更)届出書

省略
省略
省略

注1・2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第6号(第2条、様式第8号関係) 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)

省略
省略
申請者氏名
省略

注

1 省略

2 省略

[自治体記入欄] 省略

様式第8号(第2条関係) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(精神通院医療)

省略
省略
届出者氏名
省略

注1・2 省略

3 省略

4 省略

様式第9号(第2条関係) 自立支援医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

省略
氏 名
省略
省略

注 破損又は汚損の場合にあっては、その自立支援医療受給者証(精神通院医療)(様式第1号)を添付すること。

様式第10号(第2条、第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書

様式第10号(その1) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(変更・更新)申請書(病院又は診療所の場合)

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略

3 省略

様式第5号(第2条関係) 業務管理体制整備(区分変更)届出書

省略
省略
省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

様式第6号(第2条、様式第8号関係) 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)

省略
省略
申請者氏名
省略

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

[自治体記入欄] 省略

様式第8号(第2条関係) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(精神通院医療)

省略
省略
届出者氏名
省略

注1・2 省略

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

5 省略

様式第9号(第2条関係) 自立支援医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

省略
氏 名
省略
省略

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 破損又は汚損の場合にあっては、その自立支援医療受給者証(精神通院医療)(様式第1号)を添付すること。

様式第10号(第2条、第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書

様式第10号(その1) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(変更・更新)申請書(病院又は診療所の場合)

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

様式第10号(その2) 指定自立支援医療機関(精神通院医療) 指定(変更・更新)申請書(病院又は診療所の場合)

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) _____
省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

様式第10号(その3) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書(薬局の場合)

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) _____
省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略

様式第10号(その4) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書(指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者の場合)

省略
代表者の氏名 _____
省略

注 省略

様式第11号(第3条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)変更届出書

省略
省略
省略

注1・2 省略


- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

注1・2 省略

3 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

様式第10号(その2) 指定自立支援医療機関(精神通院医療) 指定(変更・更新)申請書(病院又は診療所の場合)


省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 
省略

注1・2 省略

3 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

様式第10号(その3) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書(薬局の場合)


省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 
省略

注1・2 省略

3 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。


- 4 省略
- 5 省略

様式第10号(その4) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書(指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者の場合)

省略
代表者の氏名 
省略

注 省略

様式第11号(第3条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)変更届出書

省略
省略 
省略

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略



6 省略

7 省略

様式第12号(第3条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定一般相談支援事業者)廃止(休止・再開)届出書

省略
省略
省略

注1・2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第13号(第3条関係) 指定障害者支援施設指定辞退届出書

省略
代表者の氏名
省略
省略

注 省略

様式第14号(第3条関係) 業務管理体制変更届出書

省略
省略
省略

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第15号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)変更届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略

注1・2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第16号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定辞退届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略

7 省略

8 省略

様式第12号(第3条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定一般相談支援事業者)廃止(休止・再開)届出書

省略
省略
省略

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第13号(第3条関係) 指定障害者支援施設指定辞退届出書

省略
代表者の氏名
省略
省略

注 省略

様式第14号(第3条関係) 業務管理体制変更届出書

省略
省略
省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

様式第15号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)変更届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

様式第16号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定辞退届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略

注1・2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第17号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等開始届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) _____
省略

注1・2 省略

3 省略

4 省略

様式第18号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等変更届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) _____
省略

注1 省略

2 省略

様式第19号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) _____
省略

注1~3 省略

4 省略

様式第23号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)業務休止(廃止・再開)届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) _____
省略

注1・2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

注1・2 省略

3 申出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

様式第17号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等開始届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟
省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 省略

5 省略

様式第18号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等変更届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟
省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

様式第19号(第3条関係) 障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟
省略

注1~3 省略

4 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

5 省略

様式第23号(第3条関係) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)業務休止(廃止・再開)届出書

省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟
省略

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第45号

愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県老人福祉法施行細則（昭和38年愛媛県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(4)の2 <u>法第18条第3項（法第29条第14項において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(5)～(6)の2 省略</p> <p>(6)の3 <u>法第29条第4項の規定に基づく有料老人ホームの設置等の届出がされた旨の通知に関すること。</u></p> <p>(6)の4 <u>法第29条第5項の規定に基づく市町長からの通知の受理に関すること。</u></p> <p>(6)の5 <u>法第29条第11項の規定に基づく有料老人ホーム情報の報告の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>法第29条第13項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(7)の2 <u>法第29条第15項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関すること。</u></p> <p>(8) <u>法第29条第16項の規定に基づく有料老人ホームに対する事業の停止等の命令に関すること。</u></p> <p>(9) <u>法第29条第18項の規定に基づく有料老人ホームに対する事業の停止等の命令をした旨の通知に関すること。</u></p> <p>(有料老人ホーム設置届出書等)</p> <p><b>第29条</b> <u>法第29条第1項による届出は、有料老人ホーム設置届出書（様式第43号）を提出することによつて行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届出書（様式第44号）を提出することによつて行わなければならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第23号の4</b>（第13条の4関係） 老人デイサービスセンター等設置届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) _____ 建物の配置図及び各階平面図</p> <p><b>様式第23号の7</b>（第13条の7関係） 老人ホーム設置届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（特別養護老人ホームに限る。）の欄は、<u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第27条第2項 _____ に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。</u></p> <p>2 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(4)の2 法第18条第3項（<u>法第29条第12項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>(5)～(6)の2 省略</p> <p>(6)の3 <u>法第29条第9項の規定に基づく有料老人ホーム情報の報告の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>法第29条第11項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(7)の2 <u>法第29条第13項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関すること。</u></p> <p>(8) <u>法第29条第14項の規定に基づく有料老人ホームに対する事業の停止等の命令に関すること。</u></p> <p>(9) <u>法第29条第16項の規定に基づく有料老人ホームに対する事業の停止等の命令をした旨の通知に関すること。</u></p> <p>(有料老人ホーム設置届出書等)</p> <p><b>第29条</b> <u>法第29条第1項による届出は、有料老人ホーム設置届出書（様式第43号）を提出することによつて行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届出書（様式第44号）を提出することによつて行わなければならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第23号の4</b>（第13条の4関係） 老人デイサービスセンター等設置届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図</u></p> <p><b>様式第23号の7</b>（第13条の7関係） 老人ホーム設置届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（特別養護老人ホームに限る。）の欄は、<u>愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第61号）第28条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。</u></p> <p>2 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p>

(2) 建物の配置図及び各階平面図

様式第24号(第14条関係) 老人ホーム設置認可申請書

省略	申請者 名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

注1 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)の欄は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第27条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 建物の配置図及び各階平面図

様式第25号(第15条関係) 老人ホーム事業開始届出書

省略	施設長の氏名	—
省略		

注 省略

様式第26号(第16条関係) 老人ホーム変更届出書

省略	設置者 名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

様式第28号(第17条関係) 老人ホーム廃止等認可申請書

省略	設置者 名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

様式第29号(第18条関係) 措置結果報告書

省略	施設設置者氏名	—
省略		

様式第31号(第20条関係) 軽費老人ホーム設置届出書

省略	設置者 名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第32号(第20条関係) 軽費老人ホーム設置許可申請書

省略	設置申請者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第33号(第21条関係) 軽費老人ホーム事業変更届出書

省略	設置者 名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

(2) 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図

様式第24号(第14条関係) 老人ホーム設置認可申請書

省略	申請者 名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

注1 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)の欄は、愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第61号)第28条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図

様式第25号(第15条関係) 老人ホーム事業開始届出書

省略	施設長の氏名	—
省略		

注 省略

様式第26号(第16条関係) 老人ホーム変更届出書

省略	設置者 名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

様式第28号(第17条関係) 老人ホーム廃止等認可申請書

省略	設置者 名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

様式第29号

省略	施設設置者氏名	—
省略		

様式第31号(第20条関係) 軽費老人ホーム設置届出書

省略	設置者 名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第32号(第20条関係) 軽費老人ホーム設置許可申請書

省略	設置申請者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第33号(第21条関係) 軽費老人ホーム事業変更届出書

省略	設置者 名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

省略

様式第34号（第21条関係） 軽費老人ホーム事業変更許可申請書

省略

設置者 氏名又は名称及び  
その代表者の氏名

省略

様式第35号（第22条関係） 軽費老人ホーム廃止届出書

省略

設置者 氏名又は名称及び  
その代表者の氏名

省略

様式第45号（第29条関係） 有料老人ホーム廃止（休止）届出書

省略

住所又は所在地  
設置者 氏名又は名称及び  
その代表者の氏名

省略

注 省略

省略

様式第34号（第21条関係） 軽費老人ホーム事業変更許可申請書

省略

設置者 氏名又は名称及び  
その代表者の氏名



省略

様式第35号（第22条関係） 軽費老人ホーム廃止届出書

省略

設置者 氏名又は名称及び  
その代表者の氏名



省略

様式第45号（第29条関係） 有料老人ホーム廃止（休止）届出書

省略

住 所  
設置者 氏名又は名称及び  
その代表者の氏名



省略

注 省略

第2条 愛媛県老人福祉法施行細則の一部を次のように改正する。  
様式第43号及び様式第44号を次のように改める。

様式第43号（第29条関係） 有料老人ホーム設置届出書

有料老人ホーム設置届出書		発第 号 年 月 日
地方局長 様		
住所又は所在地 設置者 氏名又は名称及び その代表者の氏名		
施 設 の 名 称		
施 設 の 設 置 予 定 地		
設 置 者 の 登 記 事 項 証 明 書 又 は 条 例 等		別紙のとおり
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日		年 月 日
施設の管理者	氏 名	
	住 所	
施設において供与をされる介護等の内容		
建物の規模及び構造並びに設備の概要	敷 地 面 積	
	施設の用に供するその他の土地の 面 積	
	建 築 面 積	
	延 べ 床 面 積	
	構 造	
建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類		別紙のとおり
設置者の直近の事業年度の決算書		別紙のとおり
施設の運営の方針		別紙のとおり
入居定員及び居室数		
職員の配置の計画		別紙のとおり
前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額		別紙のとおり
保全措置を講じたことを証する書類		別紙のとおり
一時金の返還に関する契約の内容		別紙のとおり
事業開始に必要な資金の額及びその調達方法		別紙のとおり
長期の収支計画		別紙のとおり
入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書		別紙のとおり

様式第44号（第29条関係） 有料老人ホーム事業変更届出書

有料老人ホーム事業変更届出書			
発第 号 年 月 日			
地方局長 様			
住所又は所在地 設置者 氏名又は名称及び その代表者の氏名			
施設の名称			
施設の所在地			
変更事項 (変更年月日)	変更前の内容	変更後の内容	変更の理由
( 年 月 日)			
( 年 月 日)			
( 年 月 日)			
( 年 月 日)			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第46号

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(受験手続)</p> <p><b>第10条</b> 総合農学科に入学しようとする者は、入学願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 最終学校の調査書又は卒業証明書及び成績証明書</p> <p>(2) 省略</p> <p>(アグリビジネス科)</p> <p><b>第24条</b> アグリビジネス科は、農業の実践力及び経営感覚を備えた高度な農業経営者_____の養成を行うものとする。</p> <p>(コース、修業年限、学生定員及び在学期間)</p> <p><b>第25条</b> アグリビジネス科のコース、修業年限及び学生定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">コース</td> <td style="text-align: center;">修業年限</td> <td style="text-align: center;">学生定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業経営者養成コース</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> </table> <p>2 学生は、<u>2年</u>を超えて在学することができない。</p> <p>(入学資格)</p> <p><b>第27条</b> アグリビジネス科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法による<u>大学</u>を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(2) 学校教育法による<u>高等専門学校</u>を卒業した者</p> <p>(3) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。）を修了した者</p> <p>(4) 学校教育法による<u>高等学校又は中等教育学校</u>を卒業した者であつて2年以上の就業経験を有するもの</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>前各号</u>に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めたる者</p> <p>(準用)</p> <p><b>第28条</b> 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条（第1項ただし書を除く。）及び第12条から第22条までの規定は、アグリビジネス科について準用する。<u>この場合において、第10条第1号中「調査書又は卒業証明書」とあるのは、「卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書」と読み替えるものとする。</u></p> <p><b>様式第1号</b>（第10条関係） 入学願書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	コース	修業年限	学生定員	農業経営者養成コース	1年	5人	省略	<p>(受験手続)</p> <p><b>第10条</b> 総合農学科に入学しようとする者は、入学願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 最終学校の調査書_____</p> <p>(2) 写真（出願前6月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）</p> <p>(3) 省略</p> <p>(アグリビジネス科)</p> <p><b>第24条</b> アグリビジネス科は、_____高度な農業経営者及び地域農業のリーダーの養成を行うものとする。</p> <p>(コース、修業年限、学生定員及び在学期間)</p> <p><b>第25条</b> アグリビジネス科のコース、修業年限及び学生定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">コース</td> <td style="text-align: center;">修業年限</td> <td style="text-align: center;">学生定員 (1学年)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">リーダー養成コース</td> <td style="text-align: center;">2年</td> <td style="text-align: center;">10人</td> </tr> </table> <p>2 学生は、<u>4年</u>を超えて在学することができない。</p> <p>(入学資格)</p> <p><b>第27条</b> アグリビジネス科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法による<u>短期大学</u>を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めたる者</p> <p>(準用)</p> <p><b>第28条</b> 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条（第1項ただし書を除く。）及び第12条から第22条までの規定は、アグリビジネス科について準用する。</p> <p><b>様式第1号</b>（第10条関係） 入学願書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	コース	修業年限	学生定員 (1学年)	リーダー養成コース	2年	10人	省略
コース	修業年限	学生定員													
農業経営者養成コース	1年	5人													
省略															
コース	修業年限	学生定員 (1学年)													
リーダー養成コース	2年	10人													
省略															



注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 最終学校の調査書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書若しくは修了証明書若しくは修了見込証明書及び成績証明書

(2) 省略

様式第5号(第22条関係) 卒業証書

省略

本大学校 \_\_\_\_\_ の所定の課程を修了したことを  
証し、専門士(農業専門課程)と称することを認める。  
証する。

省略

注 不要の文字は、抹消すること。

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 最終学校の調査書 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2) 省略

様式第5号(第22条関係) 卒業証書

省略

本大学校 \_\_\_\_\_ の所定の課程を修めたので卒業  
証書を授与し、専門士(農業専門課程)と称することを認め  
る。

省略

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第10条、第28条及び様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の愛媛県立農業大学校規則第3章の規定によるアグリビジネス科は、改正後の愛媛県立農業大学校規則第3章の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該科に在学する者が当該科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例により存続するものとする。

○愛媛県規則第47号

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前																																																						
<p>様式第1号(第5条、第6条、第15条関係) 林業・木材産業改善 資金貸付資格認定申請書</p> <p>省略</p> <p>氏名又は名称及び住所 申請者 並びに団体にあつては、 代表者の氏名 _____</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第3号(第6条、第15条、様式第10号関係) 林業・木材産業 改善資金借入申込書</p> <p>省略</p> <p>氏名又は名称及び住所 申込者 並びに団体にあつては、 代表者の氏名 _____</p> <table border="1"> <tr> <td>連</td> <td>住 所</td> <td>氏 名</td> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>帯</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>債</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>務</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>者</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>注 省略</p>					連	住 所	氏 名	省略		帯					債					務					者					<p>様式第1号(第5条、第6条、第15条関係) 林業・木材産業改善 資金貸付資格認定申請書</p> <p>省略</p> <p>氏名又は名称及び住所 申請者 並びに団体にあつては、 代表者の氏名 _____ (印)</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第3号(第6条、第15条、様式第10号関係) 林業・木材産業 改善資金借入申込書</p> <p>省略</p> <p>氏名又は名称及び住所 申込者 並びに団体にあつては、 代表者の氏名 _____ (印)</p> <table border="1"> <tr> <td>連</td> <td>住 所</td> <td>氏 名</td> <td>印</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>注 省略</p>					連	住 所	氏 名	印	省略	帯					債					務					者				
連	住 所	氏 名	省略																																																								
帯																																																											
債																																																											
務																																																											
者																																																											
連	住 所	氏 名	印	省略																																																							
帯																																																											
債																																																											
務																																																											
者																																																											

様式第5号(第6条、第8条、第16条関係) 林業・木材産業改善  
資金借用証書

(表) 省略  
(裏)

省略

**第1条・第2条** 省略  
(報告)

**第3条** 乙は、貸付対象事業完了後30日以内に林業・木材産業改善資金事業実施報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、乙が法人格のない団体であるときは、当該事業実施報告書に資金調達の実績について個人別内訳を明記し、\_\_\_\_\_個人別明細書を添付しなければならない。

2 省略

**第4条～第11条** 省略

様式第6号(第9条、様式第5号、様式第12号関係) 林業・木材  
産業改善資金事業実施報告書

省略		氏名又は名称及び住所 借受者 並びに団体にあつては、 代表者の氏名 _____
省略		
研修機 関等 の 確 認	省略	_____
事業費 等 の 確 認	省略	_____
	確認の証明	確認した機関名(責任者) _____

注 省略

様式第8号(第12条、様式第13号関係) 林業・木材産業改善資金  
償還金支払猶予申請書

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに団体にあつては、 その代表者の氏名 _____
省略	

注 省略

様式第10号(第14条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金貸付  
申請書

様式第5号(第6条、第8条、第16条関係) 林業・木材産業改善  
資金借用証書

(表) 省略  
(裏)

省略




**第1条・第2条** 省略  
(報告)

**第3条** 乙は、貸付対象事業完了後30日以内に林業・木材産業改善資金事業実施報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、乙が法人格のない団体であるときは、当該事業実施報告書に資金調達の実績について個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印した個人別明細書を添付しなければならない。

2 省略


**第4条～第11条** 省略

様式第6号(第9条\_\_\_\_、様式第12号関係) 林業・木材  
産業改善資金事業実施報告書

省略		氏名又は名称及び住所 借受者 並びに団体にあつては、 代表者の氏名 _____ 
省略		
研修機 関等 の 確 認	省略	_____ 
事業費 等 の 確 認	省略	_____
	確認の証明	確認した機関名(責任者) _____ 

注 省略

様式第8号(第12条、様式第13号関係) 林業・木材産業改善資金  
償還金支払猶予申請書

省略	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに団体にあつては、 その代表者の氏名 _____ 
省略	

注 省略

様式第10号(第14条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金貸付  
申請書

省略
申請者 住所、名称及び 代表者の氏名
省略

注 省略

様式第12号（第15条関係） 林業・木材産業改善資金県貸付金事業  
実施報告書

省略
融資機関 住所、名称及び 代表者の氏名
省略

注 省略

様式第13号（第15条関係） 林業・木材産業改善資金県貸付金償還  
金支払猶予申請書

省略
融資機関 住所、名称及び 代表者の氏名
省略

注 省略

省略
申請者 住所、名称及び 代表者の氏名
省略

注 省略

様式第12号（第15条関係） 林業・木材産業改善資金県貸付金事業  
実施報告書

省略
融資機関 住所、名称及び 代表者の氏名
省略

注 省略

様式第13号（第15条関係） 林業・木材産業改善資金県貸付金償還  
金支払猶予申請書

省略
融資機関 住所、名称及び 代表者の氏名
省略

注 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第48号

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則（昭和46年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>様式第1号（第2条関係） 資力及び信用に関する申告書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名又は 名 称</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>様式第2号（第2条関係） 工事施行者の能力に関する申告書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名又 は名称</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	氏名又は 名 称	省略	省略	省略	氏名又 は名称	省略	省略	<p>様式第1号（第2条関係） 資力及び信用に関する申告書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名又は 名 称</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>様式第2号（第2条関係） 工事施行者の能力に関する申告書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>氏名又 は名称</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	氏名又は 名 称	省略	省略	省略	氏名又 は名称	省略	省略
省略																	
氏名又は 名 称																	
省略																	
省略																	
省略																	
氏名又 は名称																	
省略																	
省略																	
省略																	
氏名又は 名 称																	
省略																	
省略																	
省略																	
氏名又 は名称																	
省略																	
省略																	

省略	工事施行者 氏名又は名称	—
----	-----------------	---

注 1 省略

2 省略

3 省略

様式第3号(第2条、第4条の2関係) 設計説明書

省略			
設 計 者	住 所		省略
	氏 名	—	
省略			

注 1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第4号の2(第2条関係) 設計者の資格に関する申告書

省略	氏名又は 名 称	—
省略		
省略	設計者氏名	—

注 1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第5号(第3条関係) 既存の権利の届出書

(表)

省略	氏名又は 名 称	—
省略		

注 省略

(裏)

省略	記入についての注意
1	省略
2	省略
3	省略
4	省略

省略	工事施行者 氏名又は名称	㊟
----	-----------------	---

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

3 省略

4 省略

様式第3号(第2条、第4条の2関係) 設計説明書

省略			
設 計 者	住 所		省略
	氏 名	㊟	
省略			

注 1 省略

2 設計者氏名の欄は、記名押印に代えて署名することができます。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第4号の2(第2条関係) 設計者の資格に関する申告書

省略	氏名又は 名 称	㊟
省略		
省略	設計者氏名	㊟

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第5号(第3条関係) 既存の権利の届出書

(表)

省略	氏名又は 名 称	㊟
省略		

注 省略

(裏)

省略	記入についての注意
1	届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。
2	省略
3	省略
4	省略
5	省略

様式第5号の2(第3条の2関係) 開発行為協議書

省略	名称及び代表者氏名	—
省略		

注 省略

様式第6号の2(第4条の2関係) 開発行為変更許可申請書

省略		
省略	氏名 又は 名称	省略
省略		

注 省略

様式第6号の5(第4条の5関係) 開発行為変更協議書

省略	名称及び代表者氏名	—
省略		

注 省略

様式第7号(第6条関係) 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請書

省略	氏名又は 名称	—
省略		
省略		

注 1 省略

2 省略

様式第7号の2(第6条の2関係) 市街化調整区域内等の建築物の特例許可申請書

省略	氏名又は 名称	—
省略		

注 1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第8号(第7条関係) 予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の許可申請書

省略	氏名又は 名称	省略
省略		
省略		

注 1 省略

様式第5号の2(第3条の2関係) 開発行為協議書

省略	名称及び代表者氏名	印
省略		

注 省略

様式第6号の2(第4条の2関係) 開発行為変更許可申請書

省略		
省略	氏名 又は 名称	省略
省略		

注 省略

様式第6号の5(第4条の5関係) 開発行為変更協議書

省略	名称及び代表者氏名	印
省略		

注 省略

様式第7号(第6条関係) 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請書

省略	氏名又は 名称	印
省略		
省略		

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

3 省略

様式第7号の2(第6条の2関係) 市街化調整区域内等の建築物の特例許可申請書

省略	氏名又は 名称	印
省略		

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

3 省略

4 省略

5 省略

様式第8号(第7条関係) 予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の許可申請書

省略	氏名又は 名称	省略
省略		
省略		

注 1 省略

2 省略

3 省略

様式第8号の2（第7条関係） 予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の協議書

省略	名称及び代表者氏名	—
省略		

注 省略

様式第8号の3（第8条の2関係） 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の協議書

省略	名称及び代表者氏名	—
省略		

注 省略

様式第9号（第9条関係） 開発許可等に基づく地位の承継届出書

省略	氏名又は 名称	—
省略		

注 1 省略

2 省略

3 省略

様式第10号（第10条関係） 地位の承継の承認申請書

省略	氏名又は 名称	—	省略
省略			
省略			

注 1 省略

2 省略

様式第13号（第13条関係） 開発行為又は建築に関する証明書交付申請書

省略	氏名又は 名称	—
省略		

注 1 省略

2 省略

3 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

3 省略

4 省略

様式第8号の2（第7条関係） 予定建築物等以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の協議書

省略	名称及び代表者氏名	印
省略		

注 省略

様式第8号の3（第8条の2関係） 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の協議書

省略	名称及び代表者氏名	印
省略		

注 省略

様式第9号（第9条関係） 開発許可等に基づく地位の承継届出書

省略	氏名又は 名称	印
省略		

注 1 省略

2 承継者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

3 省略

4 省略

様式第10号（第10条関係） 地位の承継の承認申請書

省略	氏名又は 名称	印	省略
省略			
省略			

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

3 省略

様式第13号（第13条関係） 開発行為又は建築に関する証明書交付申請書

省略	氏名又は 名称	印
省略		

注 1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

3 省略

4 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第49号

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則（平成12年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(認定の申請)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わって土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者であるときは、<u>租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3第9項第2号口及び第21条の19第10項第2号口の規定による認定を受けたことを証する書類</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>(認定の基準)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、認定の申請があった場合において、当該申請に係る宅地の造成が<u>租税特別措置法施行令第19条第13項等の規定に基づく国土交通大臣の定める基準（昭和54年3月建設省告示第767号）に規定する基準（以下「認定基準」という。）に適合しないとき、又はその申請の手続がこの規則の規定に違反していると認めるときは、認定を行わないものとする。</u></p> <p>（土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例）</p> <p><b>第10条</b> 土地区画整理法による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について、認定（法第28条の4第3項第5号イ又は第63条第3項第5号イの規定によるものに限る。以下同じ。）を受けようとする者は、第2条の規定にかかわらず、<u>土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、土地区画整理事業関連優良宅地認定申請書（様式第8号）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>様式第1号（第2条関係） 優良宅地認定申請書</b></p> <table border="1" data-bbox="156 1653 762 1899"> <tr> <td data-bbox="156 1653 347 1854">省略</td> <td data-bbox="347 1653 762 1854">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1854 347 1899">省略</td> <td data-bbox="347 1854 762 1899"></td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号（第2条関係） 設計説明書</b></p> <table border="1" data-bbox="156 2101 762 2143"> <tr> <td data-bbox="156 2101 762 2143">省略</td> </tr> </table>	省略	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	省略		省略	<p>(認定の申請)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わって土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者であるときは、<u>租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3第8項第2号及び第21条の19第9項第2号</u>の規定による認定を受けたことを証する書類</p> <p>(7) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>(認定の基準)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、認定の申請があった場合において、当該申請に係る宅地の造成が<u>租税特別措置法施行令の規定に基づき建設大臣の定める基準を定める件（昭和54年3月建設省告示第767号）に規定する基準（以下「認定基準」という。）に適合しないとき、又はその申請の手続がこの規則の規定に違反していると認めるときは、認定を行わないものとする。</u></p> <p>（土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例）</p> <p><b>第10条</b> 土地区画整理法による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について、認定（法第28条の4第3項第5号イ又は第63条第3項第5号イの規定によるものに限る。以下同じ。）を受けようとする者は、第2条の規定にかかわらず、<u>同法</u>第103条第4項の規定による換地処分の公告後、土地区画整理事業関連優良宅地認定申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>様式第1号（第2条関係） 優良宅地認定申請書</b></p> <table border="1" data-bbox="834 1653 1441 1899"> <tr> <td data-bbox="834 1653 1026 1854">省略</td> <td data-bbox="1026 1653 1441 1854">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1854 1026 1899">省略</td> <td data-bbox="1026 1854 1441 1899">㊟</td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p>3 <u>申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p><b>様式第2号（第2条関係） 設計説明書</b></p> <table border="1" data-bbox="834 2101 1441 2143"> <tr> <td data-bbox="834 2101 1441 2143">省略</td> </tr> </table>	省略	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	省略	㊟	省略
省略	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）										
省略											
省略											
省略	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）										
省略	㊟										
省略											

設 計 者	住 所		省 略
	氏 名	—	
省 略			

注 1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第4号(第6条関係) 優良宅地証明申請書

省 略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	申 請 者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省 略				

注 1・2 省略

様式第7号(第8条関係) 地位承継届出書

省 略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	承 継 者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省 略				

注

1 省略

2 省略

様式第8号(第10条関係) 土地区画整理事業関連優良宅地認定申請書

省 略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	申 請 者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省 略				

注 1・2 省略

3 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第50号

愛媛県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

設 計 者	住 所		省 略
	氏 名	㊟	
省 略			

注 1 省略

2 「設計者氏名」の欄は、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

様式第4号(第6条関係) 優良宅地証明申請書

省 略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	申 請 者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省 略				

注 1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第7号(第8条関係) 地位承継届出書

省 略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	承 継 者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省 略				

注 1 承継者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第8号(第10条関係) 土地区画整理事業関連優良宅地認定申請書

省 略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	申 請 者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省 略				

注 1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略



愛媛県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県宅地造成等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																						
<p>（協議）</p> <p><b>第6条</b> 法第11条の規定により知事と協議しようとする国又は県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）を含む。）は、宅地造成に関する工事の協議書（様式第6号）に宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1項に規定する図面、同条第2項に規定する構造計算書及び同条第3項に規定する安定計算書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（工事計画変更許可申請書等の様式）</p> <p><b>第7条</b> <u>省令</u></p> <p>_____第25条に規定する申請書は、工事計画変更許可申請書（様式第8号）とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（書類の経由等）</p> <p><b>第17条</b> 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">氏 名</td> <td style="width: 30%; text-align: right; padding: 5px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注) 省略</p> <p><b>様式第6号</b>（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">省略</td> <td colspan="2" style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">申請者職氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: right; padding: 5px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">係員氏名</td> <td></td> <td style="padding: 5px;">係員氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>注) 省略</p> <p><b>様式第8号</b>（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">申請者</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">—</td> </tr> </table> <p>注) 宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第4条第1項の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工事の変更に伴いその内容が変更されるものを添付してください。</p> <p><b>様式第12号</b>（第16条関係）</p>	省略	氏 名	—	省略			省略			省略	申請者職氏名		—	省略				省略				省略				係員氏名		係員氏名		省略	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	省略		—	<p>（協議）</p> <p><b>第6条</b> 法第11条の規定により知事と協議しようとする国又は県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）を含む。）は、宅地造成に関する工事の協議書（様式第6号）に<u>省令</u></p> <p>_____第4条第1項に規定する図面、同条第2項に規定する構造計算書及び同条第3項に規定する安定計算書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（工事計画変更許可申請書等の様式）</p> <p><b>第7条</b> 宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第25条に規定する申請書は、工事計画変更許可申請書（様式第8号）とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（書類の経由等）</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">氏 名</td> <td style="width: 30%; text-align: right; padding: 5px;">㊟</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注) 1 省略</p> <p>2 承継者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。</p> <p><b>様式第6号</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">省略</td> <td colspan="2" style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">申請者職氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: right; padding: 5px;">㊟</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">係員印</td> <td></td> <td style="padding: 5px;">係員印</td> <td></td> </tr> </table> <p>注) 省略</p> <p><b>様式第8号</b>（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">省略</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">申請者</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">㊟</td> </tr> </table> <p>注) 1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。</p> <p>2 宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第4条の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工事の変更に伴いその内容が変更されるものを添付してください。</p> <p><b>様式第12号</b>（第16条関係）</p>	省略	氏 名	㊟	省略			省略			省略	申請者職氏名		㊟	省略				省略				省略				係員印		係員印		省略	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	省略		㊟
省略	氏 名	—																																																																					
省略																																																																							
省略																																																																							
省略	申請者職氏名		—																																																																				
省略																																																																							
省略																																																																							
省略																																																																							
係員氏名		係員氏名																																																																					
省略	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）																																																																					
省略		—																																																																					
省略	氏 名	㊟																																																																					
省略																																																																							
省略																																																																							
省略	申請者職氏名		㊟																																																																				
省略																																																																							
省略																																																																							
省略																																																																							
係員印		係員印																																																																					
省略	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）																																																																					
省略		㊟																																																																					

省略	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）
申請者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）
省略	

注）1 省略

2 省略

省略	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）
申請者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）
省略	

注）1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

3 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第51号

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>様式第1号（第3条関係） 公共掲示板利用申請書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>申請者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>	省略	申請者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	省略		<p>様式第1号（第3条関係） 公共掲示板利用申請書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>申請者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>	省略	申請者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	省略									
省略	申請者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名																
省略																	
省略	申請者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名																
省略																	
<p>様式第2号（第6条関係） 屋外広告物許可申請書 （表）</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>申請者 住所 氏名（法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（裏）</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>	省略	申請者 住所 氏名（法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名）	省略		省略		省略		<p>様式第2号（第6条関係） 屋外広告物許可申請書 （表）</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>申請者 住所 氏名（法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（裏）</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p>2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>	省略	申請者 住所 氏名（法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名）	省略		省略		省略	
省略	申請者 住所 氏名（法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名）																
省略																	
省略																	
省略																	
省略	申請者 住所 氏名（法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名）																
省略																	
省略																	
省略																	

5 省略

6 省略

7 省略

別紙

省略

省略

省略

点検者 氏 名 \_\_\_\_\_

省略

注

1 省略

2 省略

様式第3号(第6条関係) 屋外広告物変更許可申請書 (表)

省略 申請者 住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 省略 省略

(裏)

省略

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第11号(第13条関係) 受領書

省略 受領者 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 省略 省略

注1 省略

2 省略

様式第13号(第16条関係) 屋外広告業登録(更新登録)申請書

省略 申請者 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 省略 省略

注1・2 省略

3 省略

6 省略

7 省略

8 省略

別紙

省略

省略

省略

点検者 氏 名 \_\_\_\_\_

省略

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第3号(第6条関係) 屋外広告物変更許可申請書 (表)

省略 申請者 住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 省略 省略

(裏)

省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

様式第11号(第13条関係) 受領書

省略 受領者 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 省略 省略

注1 省略

2 受領者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第13号(第16条関係) 屋外広告業登録(更新登録)申請書

省略 申請者 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 省略 省略

注1・2 省略

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

4 省略

様式第14号（第16条、様式第13号関係） 誓約書

省略	申請者 氏名	〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕	—
省略			

様式第15号（第16条、様式第13号関係） 略歴書

省略	氏名	—
省略		

注1・2 省略

3 省略

様式第17号（第18条関係） 屋外広告業登録事項変更届出書

省略	氏名	—
省略		

様式第18号（第19条関係） 屋外広告業者登録簿閲覧申込書

省略	氏名	—
省略		

様式第19号（第20条関係） 屋外広告業廃業等届出書

省略	氏名	—
省略		

様式第22号（第25条関係） 認定申請書

省略	申請者 氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

5 省略

様式第14号（第16条、様式第13号関係） 誓約書

省略	申請者 氏名	〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕	㊟
省略			

様式第15号（第16条、様式第13号関係） 略歴書

省略	氏名	㊟
省略		

注1・2 省略

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

様式第17号（第18条関係） 屋外広告業登録事項変更届出書

省略	氏名	㊟
省略		

様式第18号（第19条関係） 屋外広告業者登録簿閲覧申込書

省略	氏名	㊟
省略		

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第19号（第20条関係） 屋外広告業廃業等届出書

省略	氏名	㊟
省略		

様式第22号（第25条関係） 認定申請書

省略	申請者 氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第52号

愛媛県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(記録の作成)</p> <p><b>第9条 省略</b></p> <p>2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければ ならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>	<p>(記録の作成)</p> <p><b>第9条 省略</b></p> <p>2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければ ならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第53号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

**建築基準法施行細則の一部を改正する規則**

建築基準法施行細則（昭和25年愛媛県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																						
<p><b>様式第1号（第4条関係） 工事等取りやめ届出書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">氏 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号（第5条関係） 建築主等名義変更届出書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">氏 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 変更後の建築主、築造主又は設置者の住所氏名</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>3 変更前の建築主、築造主又は設置者の住所氏名</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>様式第2号の2（第5条関係） 建築主住所等変更届出書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">氏 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p>	省略	氏 名	—	省略			省略	氏 名	—	省略			2 変更後の建築主、築造主又は設置者の住所氏名	省略	—	3 変更前の建築主、築造主又は設置者の住所氏名	省略	—	省略			省略	氏 名	—	省略			<p><b>様式第1号（第4条関係） 工事等取りやめ届出書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">氏 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p><b>様式第2号（第5条関係） 建築主等名義変更届出書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">氏 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 変更後の建築主、築造主又は設置者の住所氏名</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td>3 変更前の建築主、築造主又は設置者の住所氏名</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3 届出者又は建築主、築造主若しくは設置者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p><b>様式第2号の2（第5条関係） 建築主住所等変更届出書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">氏 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p>	省略	氏 名	㊟	省略			省略	氏 名	㊟	省略			2 変更後の建築主、築造主又は設置者の住所氏名	省略	㊟	3 変更前の建築主、築造主又は設置者の住所氏名	省略	㊟	省略			省略	氏 名	㊟	省略		
省略	氏 名	—																																																					
省略																																																							
省略	氏 名	—																																																					
省略																																																							
2 変更後の建築主、築造主又は設置者の住所氏名	省略	—																																																					
3 変更前の建築主、築造主又は設置者の住所氏名	省略	—																																																					
省略																																																							
省略	氏 名	—																																																					
省略																																																							
省略	氏 名	㊟																																																					
省略																																																							
省略	氏 名	㊟																																																					
省略																																																							
2 変更後の建築主、築造主又は設置者の住所氏名	省略	㊟																																																					
3 変更前の建築主、築造主又は設置者の住所氏名	省略	㊟																																																					
省略																																																							
省略	氏 名	㊟																																																					
省略																																																							

3 省略

様式第2号の3（第5条関係） 工事監理者等決定（変更）届出書

省略		氏名		—
省略				
4 工事監理者の資格 及び住所氏名並び に建築士事務所名	新	省略	—	
	旧	省略	—	
省略				

注1・2 省略

3 省略

様式第5号（第8条関係） 工事監理状況報告書

省略	氏名	—
省略		
省略		

注 1 省略

2 省略

様式第6号（第11条関係） 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書

省略	氏名	—
省略		
省略		

注 1・2 省略

3 省略

4 省略

4 省略

様式第2号の3（第5条関係） 工事監理者等決定（変更）届出書

省略		氏名		㊟
省略				
4 工事監理者の資格 及び住所氏名並び に建築士事務所名	新	省略	㊟	
	旧	省略	㊟	
省略				

注1・2 省略

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 工事監理者は、記名押印に代えて署名することができる。

5 省略

様式第5号（第8条関係） 工事監理状況報告書

省略	氏名	㊟
省略		
省略		

注 1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第6号（第11条関係） 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書

省略	氏名	㊟
省略		
省略		

注 1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

4 省略

5 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第54号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年愛媛県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

第1号様式(第4条、第5条関係) 二級 建築士免許申請書  
木造  
(表)

省略

省略
愛媛県知事 氏名.....
愛媛県指定登録機関 様 _____
省略
省略

(裏) 省略

注 省略

第1号の2様式(第4条、第16条関係) 実務経歴書

省略
省略
年月日 氏名.....
_____
省略
省略

注 省略

第1号の3様式(第4条、第16条、第1号の2様式関係) 実務経歴証明書

省略
証明者 _____
省略

注 省略

第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届

省略
届出人 _____
省略
省略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届

省略
届出人 _____
省略
省略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

改正前

第1号様式(第4条、第5条関係) 二級 建築士免許申請書  
木造  
(表)

省略

省略
愛媛県知事 氏名.....
愛媛県指定登録機関 様 _____ 署名
省略
省略

(裏) 省略

注 省略

第1号の2様式(第4条、第16条関係) 実務経歴書

省略
省略
年月日 氏名.....
_____ (署名)
省略
省略

注 省略

第1号の3様式(第4条、第16条、第1号の2様式関係) 実務経歴証明書

省略
証明者 _____ 印
省略

注 省略

第6号様式(第12条の17関係) 建築士事務所登録事項変更届

省略
届出人 _____ 印
省略
省略

注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第7号様式(第12条の18関係) 建築士事務所廃業届

省略
届出人 _____ 印
省略
省略

注 1 届出人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第55号

愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前													
<p>(売りさばき人の指定願等)</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2～6 省略</p> <p>7 <u>売りさばき人は、愛媛県証紙売りさばき人指定願、愛媛県証紙売りさばき人指定変更願及び愛媛県証紙売りさばき人辞退届（以下「指定願等」という。）について、次に掲げる要件の全てを満たすときは、指定願等への押印を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>当該指定願等を作成する事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれらの者の連絡先を当該指定願等に記載すること。</u></p> <p>(2) <u>担当者が当該指定願等を電子メールにより複数の県の職員及び担当者の上司に送付する方法等により提出すること。</u></p> <p><b>様式第4号（第8条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p><b>様式第6号（第11条関係）</b></p> <p>様式第6号（その1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">（名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">買戻しする理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="padding: 2px; text-align: center;">口座振替先</td> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 座名義人 （カタカナ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">金融機関名 及び店舗名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 座番号</td> <td style="padding: 2px;">普通・当座</td> </tr> </table> <p>省略</p> </div> <p>注1 省略</p> <p>2 <u>この様式は、売りさばき人の指定を取り消された者が請求する場合に使用すること。</u></p> <p>3 <u>請求者は、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>様式第6号（その2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省略</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%; text-align: center;"> <p>証紙貼付欄</p> <p>（貼り切れないときは、裏面に貼付してください。）</p> </div> </div> <p>省略</p> </div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 <u>請求者は、記名押印に代えて署名することができる。</u></p>	省略			買戻しする理由			口座振替先	<input type="checkbox"/> 座名義人 （カタカナ）		金融機関名 及び店舗名		<input type="checkbox"/> 座番号	普通・当座	<p>(売りさばき人の指定願等)</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2～6 省略</p> <p><b>様式第4号（第8条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注 省略</p> <p><b>様式第6号（第11条関係）</b></p> <p>様式第6号（その1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">（名称及び代表者氏名）</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> <p style="text-align: center;">買戻しする理由</p> </div> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p> <p>様式第6号（その2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>省略</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%; text-align: center;"> <p>証紙ちよう付欄</p> <p>（はりきれないときは、裏面にちよう付してください。）</p> </div> </div> <p>省略</p> </div> <p>注1・2 省略</p>
省略														
買戻しする理由														
口座振替先	<input type="checkbox"/> 座名義人 （カタカナ）													
	金融機関名 及び店舗名													
	<input type="checkbox"/> 座番号	普通・当座												



様式第9号(第14条関係)

省略	年 月 分	金融機関名	—
省略			

注 省略

様式第9号(第14条関係)

省略	年 月 分	金融機関名	㊟
省略			

注 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県証紙条例施行規則(以下「旧規則」という。)様式第6号(その1)の規定による書類は、改正後の愛媛県証紙条例施行規則様式第6号(その1)の規定による書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則様式第6号(その1)の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第411号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県本庁舎空調自動制御機器修繕 一式	愛媛県総務部総務管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和3年2月8日	香川県高松市天神町10番 地12 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー	178,860,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による

○愛媛県告示第412号

愛媛県工事執行規程(昭和39年8月愛媛県告示第695号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																										
<p>様式第3号(第12条、第12条の2関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>氏 名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第7号(第15条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>請負者 氏 名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </table> <p>様式第8号(第16条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>請負者 氏 名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </table> <p>様式第9号(第19条関係)</p>	省略	氏 名	—	省略			省略			省略	省略	請負者 氏 名	—	省略				省略				省略	省略	請負者 氏 名	—	省略				<p>様式第3号(第12条、第12条の2関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>氏 名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第7号(第15条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>請負者 氏 名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </table> <p>様式第8号(第16条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>請負者 氏 名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </table> <p>様式第9号(第19条関係)</p>	省略	氏 名	㊟	省略			省略			省略	省略	請負者 氏 名	㊟	省略				省略				省略	省略	請負者 氏 名	㊟	省略			
省略	氏 名	—																																																									
省略																																																											
省略																																																											
省略	省略	請負者 氏 名	—																																																								
省略																																																											
省略																																																											
省略	省略	請負者 氏 名	—																																																								
省略																																																											
省略	氏 名	㊟																																																									
省略																																																											
省略																																																											
省略	省略	請負者 氏 名	㊟																																																								
省略																																																											
省略																																																											
省略	省略	請負者 氏 名	㊟																																																								
省略																																																											

省略

3 省略

4 本件責任者及び担当者（押印する場合は、記載を要しない。）

本件責任者の職氏名及び連絡先	
担当者の職氏名及び連絡先	

省略

3 省略

注 4の項を記載し、知事が定める方法等により提出する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号（第20条関係）

省略

請負者 省略 氏 名

省略

省略	
----	--

様式第10号（第20条関係）

省略

請負者 省略 氏 名

省略

省略	
----	--

○愛媛県告示第413号

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第1号（第11条関係） 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書</b></p> <p>省略</p> <p>共同企業体の代表者の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p><b>様式第2号（第19条関係） 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書</b></p> <p>省略</p> <p>共同企業体の代表者の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p>	<p><b>様式第1号（第11条関係） 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書</b></p> <p>省略</p> <p>共同企業体の代表者の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p><b>様式第2号（第19条関係） 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書</b></p> <p>省略</p> <p>共同企業体の代表者の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>共同企業体の構成員の商号 又は名称及び代表者氏名</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p>

様式第3号(第28条関係) 地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

省略	共同企業体の代表者の商号	
	又は名称及び代表者氏名	—
	共同企業体の構成員の商号	
	又は名称及び代表者氏名	—
	共同企業体の構成員の商号	
	又は名称及び代表者氏名	—
~~~~~		
	共同企業体の構成員の商号	
	又は名称及び代表者氏名	—
省略		

注 省略

様式第3号(第28条関係) 地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

省略	共同企業体の代表者の商号	
	又は名称及び代表者氏名	㊟
	共同企業体の構成員の商号	
	又は名称及び代表者氏名	㊟
	共同企業体の構成員の商号	
	又は名称及び代表者氏名	㊟
~~~~~		
	共同企業体の構成員の商号	
	又は名称及び代表者氏名	㊟
省略		

注 省略

○愛媛県告示第414号

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱(令和元年6月愛媛県告示第203号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>別記様式(第10条関係) 建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td>共同企業体の代表者の商号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>又は名称及び代表者氏名</td><td>—</td></tr> <tr><td></td><td>共同企業体の構成員の商号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>又は名称及び代表者氏名</td><td>—</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	共同企業体の代表者の商号			又は名称及び代表者氏名	—		共同企業体の構成員の商号			又は名称及び代表者氏名	—	省略			<p>別記様式(第10条関係) 建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td>共同企業体の代表者の商号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>又は名称及び代表者氏名</td><td>㊟</td></tr> <tr><td></td><td>共同企業体の構成員の商号</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>又は名称及び代表者氏名</td><td>㊟</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略	共同企業体の代表者の商号			又は名称及び代表者氏名	㊟		共同企業体の構成員の商号			又は名称及び代表者氏名	㊟	省略		
省略	共同企業体の代表者の商号																														
	又は名称及び代表者氏名	—																													
	共同企業体の構成員の商号																														
	又は名称及び代表者氏名	—																													
省略																															
省略	共同企業体の代表者の商号																														
	又は名称及び代表者氏名	㊟																													
	共同企業体の構成員の商号																														
	又は名称及び代表者氏名	㊟																													
省略																															

○愛媛県告示第415号

愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱(平成22年2月愛媛県告示第169号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>別記様式(第5条関係) 汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td>氏名又は名称及び住所並びに法人協議者</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>にあっては、その代表者の氏名</td><td>—</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注1 省略</p>	省略	氏名又は名称及び住所並びに法人協議者			にあっては、その代表者の氏名	—	省略			省略			<p>別記様式(第5条関係) 汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td>氏名又は名称及び住所並びに法人協議者</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>にあっては、その代表者の氏名</td><td>㊟</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注1 省略</p>	省略	氏名又は名称及び住所並びに法人協議者			にあっては、その代表者の氏名	㊟	省略			省略		
省略	氏名又は名称及び住所並びに法人協議者																								
	にあっては、その代表者の氏名	—																							
省略																									
省略																									
省略	氏名又は名称及び住所並びに法人協議者																								
	にあっては、その代表者の氏名	㊟																							
省略																									
省略																									

2 省略	2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、 押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表 者）が署名することができる。
3 省略	3 省略
4 省略	4 省略
4 省略	5 省略

○愛媛県告示第416号

クリーニング師等の試験施行規程（昭和25年10月愛媛県告示第508号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規程は、クリーニング業法施行細則（昭和31年愛媛県規則第58号）第6条第3項及び愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第16条の規定に基づき、クリーニング師及びふぐ取扱者の試験（以下「試験」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規程は、クリーニング業法施行細則（昭和31年愛媛県規則第58号）第5条第3項及び愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第16条の規定に基づき、クリーニング師及びふぐ取扱者の試験（以下「試験」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

○愛媛県告示第417号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ ほか104者	株式会社フジ ほか96者	令和3年 3月13日 ほか	令和3年 3月17日
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉東浦676番地1 外		D C Mダイキ株式会社 ほか3者	D C M株式会社 ほか3者	令和3年 3月1日 ほか	
エミフルMASAKI-C	伊予郡松前町東古泉文五郎分586 外		株式会社フォードフジ ほか3者	株式会社フジモータース ほか3者	令和3年 3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1 外	駐輪場の位置及び収容台数	15箇所	16箇所	令和3年7月1日	令和3年3月17日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	16箇所	18箇所	令和3年6月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第419号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届 出 年月日
平田ショッピングセンター敷地B	松山市平田町190番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか3者	マックスバリュ西日本株式会社ほか3者	令和3年4月21日	令和3年3月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第420号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
平田ショッピングセンター敷地B	松山市平田町190番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	マックスバリュ西日本株式会社 午前7時から午前0時まで コネクシオ株式会社 午前10時から午後7時まで 株式会社セリア 午前10時から午後8時まで 株式会社コシダテック 午前10時から午後8時まで	マックスバリュ西日本株式会社 午前7時から午前0時まで コネクシオ株式会社 午前10時から午後7時まで 株式会社セリア 午前10時から午後8時まで 株式会社タカミヤ 24時間	令和3年4月21日	令和3年3月22日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時45分から午前0時15分まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第421号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
西の土居ショッピングセンター	新居浜市西の土居一丁目153番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	DCMダイキ株式会社ほか2者	DCM株式会社ほか2者	令和3年3月1日	令和3年3月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第422号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第222号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和2年度事業から適用する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第1（第3条、別表第2関係）					別表第1（第3条、別表第2関係）					
1 森林環境保全整備事業					1 森林環境保全整備事業					
事業の種目	事業の種目の内容	基 準	補 助 率		事業の種目	事業の種目の内容	基 準	補 助 率		
			市町	市町以外				市町	市町以外	
1・2 省略					1・2 省略					
3 (1) 山村強化林道整備事業	ア 森林造成林道	(ア) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分の5.5以内	10分の6以内	同	同	10分の6.5以内	10分の6以内
			同	同	10分の6以内	10分の6.5以内				
			同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内				
			同	同	10分の6以内	10分の6以内				
	イ 峰越連絡林	(イ) 幹線林道（ <u>離島で行うもの</u> ）	同	同	10分の6以内	10分の8以内	同	同	10分の5.5以内	60分の43以内
同			同	10分の5.5以内	60分の43以内					

	道	(ウ) その他の林道	同	同	同	10分 の5.5 以内								
		ウ 森 林 造 成 林 道 及 び 峰 越 連 絡 林 道 以 外 の 林 道	(ア) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	同							
			(イ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	10分 の6 以内							
			(ウ) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内							
			(エ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内							
4 省略	(2) 山村強化林道改良・舗装	ア 幹線林道	同	同	同	同								
		イ その他の林道(改良)	同	同	10分 の3.5 以内	10分 の3.5 以内								
		ウ その他の林道(舗装)	同	同	60分 の23 以内	60分 の23 以内								
4 省略	(3) (1)及び(2)以外の林道整備		同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内								
2~5 省略														
3 省略														
2~5 省略														

様式第1号(その1)、様式第1号(その4)、様式第2号、様式第3号(その1)、様式第4号、様式第5号(その1)、様式第6号、様式第7号(その1)、様式第8号から様式第12号(その1)まで及び様式第13号中「㊦」を削る。

○愛媛県告示第423号

愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程(昭和60年10月愛媛県告示第1250号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

様式第1号、様式第3号から様式第6号まで及び様式第8号中「㊦」を削る。

様式第9号中「㊦」を削る。

○愛媛県告示第424号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項に基づき、愛媛県

資源管理方針(令和2年12月愛媛県告示第1288号)を次のとおり変更した。

令和3年3月30日



## 愛媛県知事 中村 時広

## 1 資源管理に関する基本的な事項

## (1) 本県の水産業の状況

本県の水産業は、平成30年には生産量が137,663トン、生産額は887億円に上り、全国でも上位に位置している。また、同年における漁業経営体数は3,444経営体であり、水産業は、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展のためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の振興を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

## (2) 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を要請するものとする。

## 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

## (1) 水域

## (2) 対象とする漁業

## (3) 漁獲可能期間

## 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

## (1) 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

## (2) 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

## (3) 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、(1)及び(2)の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

## 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

## (1) 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年10月農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚

の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## (2) 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 6 その他資源管理に関する重要事項

## (1) 漁獲量等の情報の収集

ア 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

イ 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

ウ また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

## (2) 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

## (3) 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び愛媛県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

(4) その他

資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源については、当該目標が定められるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて、漁獲努力量等のデータを収集して検証を行い、必要に応じ現行の資源管理の取組内容の改善を図る。

また、海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源管理体制の充実強化を図る。

7 愛媛県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は、別紙1から別紙5までに定めるものとする。

別紙1

1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県いわし、あじ、さばまき網漁業等とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地（以下「住所等」という。）がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙2

1 特定水産資源

まあじ

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県いわし、あじ、さばまき網漁業等とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3

1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（4月から6月まで）、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（7月から9月まで）、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（1月から3月まで）とする。

(1) 愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（4月から6月まで）

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

(イ) 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（以下「くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業」という。）

(ウ) 漁獲可能期間

4月1日から同年6月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の

管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該管理年度中は、陸揚げした日から3日以内とする。

(2) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

7月1日から同年9月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該管理年度中は、陸揚げした日から3日以内とする。

(3) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

10月1日から同年12月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該管理年度中は、陸揚げした日から3日以内とする。

(4) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

1月1日から同年3月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該管理年度中は、

陸揚げした日から3日以内とする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、原則として本県に配分された漁獲可能量のうち、9割を直近3年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りの1割を本県の留保枠とする。ただし、それぞれの知事管理区分への最低配分量は1トンとするとともに、国の留保からの配分、繰越分の追加配分及び年によって異なる漁場形成の変動等を十分に勘案して配分するものとする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の漁獲可能量を追加した場合は、当該追加数量を本県の留保枠とし、本県の漁獲可能量を削減した場合は、本県の留保枠から減じることとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の留保枠より多い場合は、その差分を当該削減を行う時点が属する知事管理区分から最低配分量の1トンを残して減じることとする。それでもなお本県留保枠及び知事管理漁獲可能量の削減量の合計が都道府県別漁獲可能量の削減量に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を削減することとする。

(3) 留保枠からの配分

本県の留保枠については、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)の漁獲実績が確定した後、原則として本県の当初配分の1割を残して愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(翌年1月から3月まで)に配分することとする。

(4) 漁獲可能量の繰越

知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えなかった場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量に加え、超えた場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量から減じることとする。それでもなお当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の削減量が前管理区分の超過分に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を減じることとする。ただし、前管理区分の超過分を減じた結果、当該知事管理漁獲可能量が1トンを下回る場合は、不足する量を留保枠から配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙4

1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(大型魚)漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間  
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該管理年度中は、陸揚げした日から3日以内とする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量の9割とし、残りの1割を留保枠とする。なお、留保枠が1トン未満であるときは1トンとし、知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量から1トンを差し引いた数量とする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙5

1 特定水産資源  
するめいか

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
知事管理区分は、愛媛県小型機船底びき網漁業等とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間  
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
小型機船底びき網漁業等	10,086

5 その他資源管理に関する重要事項  
該当なし。

○愛媛県告示第425号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業	4月から6月まで	3.0トン
	7月から9月まで	1.0トン
	10月から12月まで	1.0トン
	1月から3月まで	1.6トン
	総計	6.6トン

○愛媛県告示第426号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業	5.0トン

○愛媛県告示第427号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県小型機船底びき網漁業等	現行水準

○愛媛県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点設置作業）

- 2 作業期間 令和2年11月25日から  
令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 松山市桑原地区（松山市松末一丁目、二丁目、三丁目一丁目ないし三丁目の全部）

○愛媛県告示第429号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和2年7月16日から  
令和3年3月12日まで
- 3 作業地域 宇和島市一円

○愛媛県告示第430号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和3年1月4日から  
3月12日まで

- 3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和3年4月20日から  
令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、  
四国中央市

○愛媛県告示第432号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 組合の名称 東温市志津川土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 東温市見奈良530番地1（東温市役所内）
- 3 解散認可の年月日 令和3年3月30日

○愛媛県告示第433号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

この告示の施行の際現に提出されている改正前の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱様式第1号の規定による申請書は、改正後の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱様式第1号の規定による申請書とみなす。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（変更等の届出）</p> <p><b>第6条</b> 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法人にあっては、代表者の職名及び氏名並びに<u>実印</u></p> <p>(4) 個人にあっては、その者の氏名及び<u>実印</u></p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第3条関係） 競争入札参加資格審査申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">省略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、代表者 _____）</p> </div>	<p>（変更等の届出）</p> <p><b>第6条</b> 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法人にあっては、代表者の職名及び氏名並びに<u>代表者の印鑑</u></p> <p>(4) 個人にあっては、その者の氏名及び<u>印鑑</u></p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第3条関係） 競争入札参加資格審査申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">省略</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、代表者 _____（<u>実印</u>））</p> </div>

の職名及び氏名)

省略

1～4 省略

5 実印並びに製造の請負等に係る競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑

実 印	使用印鑑

注 省略

様式第4号(第4条関係) 競争入札参加資格審査結果通知書

省略

1～3 省略

4 変更事項

(1)・(2) 省略

(3) 法人にあつては、代表者の職名及び氏名並びに実印

(4) 個人にあつては、その者の氏名及び実印

(5)・(6) 省略

様式第5号(第6条関係) 競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書

省略

氏名(法人にあつては、代表者の職名及び氏名)

省略

省略

変更(休止又は廃止)年月日

年 月 日

本件担当者

所 属

氏 名

電話番号

F A X

電子メールアドレス

注 省略

の職名及び氏名)

省略

1～4 省略

5 製造の請負等に係る競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑

使用印鑑

注 省略

様式第4号(第4条関係) 競争入札参加資格審査結果通知書

省略

1～3 省略

4 変更事項

(1)・(2) 省略

(3) 法人にあつては、代表者の職名及び氏名並びに代表者の印鑑

(4) 個人にあつては、その者の氏名及び印鑑

(5)・(6) 省略

様式第5号(第6条関係) 競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書

省略

氏名(法人にあつては、代表者の職名及び氏名) (実印)

省略

省略

変更(休止又は廃止)年月日

年 月 日

変更(休止又は廃止)年月日

注 省略

○愛媛県告示第434号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和3年3月30日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813510306	合同会社一期一笑	愛媛県伊予郡松前町大字筒井210番1	城 本 辰 徳	就労継続支援B型	一期一笑	愛媛県伊予郡松前町大字筒井210番地1	令和3年3月1日

○愛媛県告示第435号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡砥部町玉谷1036番2から 同町玉谷1033番2まで	旧	メートル 42～62	キロメートル 0.430	
			新	103～218	0.430	

○愛媛県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡砥部町玉谷1036番2から 同町玉谷1033番2まで	令和3年3月31日

○愛媛県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川南二丁目1110番9から 同市古川南三丁目1158番1まで	令和3年3月30日

○愛媛県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町507番5から 同町1473番15まで	旧	メートル 233～660	キロメートル 0.671	
			新	233～660	0.671	

○愛媛県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町507番5から 同町1471番1まで	令和3年3月30日

○愛媛県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市大橋町4番5から 同町1番5まで	旧	メートル 11.7~14.7	キロメートル 0.066	
			新	13.2~15.2	0.066	

○愛媛県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市高井町1080番5から 同町1079番4まで	令和3年3月30日
"	"	松山市大橋町4番5から 同町1番5まで	"
"	森松重信線	松山市森松町273番16から 同町268番6まで	"

○愛媛県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川32番2から 同町東川1502番4まで	旧	メートル 4.1~93.3	キロメートル 0.319	
			新	8.7~90.4	0.319	
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川4番2から 同町東川32番2まで	旧	4.1~41.4	0.108	
			新	8.7~45.3	0.108	

○愛媛県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広



道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	吉田宇和島線	宇和島市吉田町知永字小浦4番耕地1026番2	旧	メートル 2.1～8.6	キロメートル 0.029	
		宇和島市吉田町知永字小浦4番耕地1026番4	新	7.4～9.4	0.029	

○愛媛県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市吉田町知永字小浦4番耕地1026番4	令和3年3月30日

訓 令

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第8(第4条関係) 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						別表第8(第4条関係) 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分				
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者			
				部 長	局 長					課 長	部 長	局 長	課 長
農 業 経 済 課	1 農業 協同組 合法の 施行に 関する 事務	1 指定組合の指定に係る主 務大臣の意見の聴取(第10 条第19項 _____ )				農 業 経 済 課	1 農業 協同組 合法の 施行に 関する 事務	1 指定組合の指定及び取消 し(第10条第18項、農業協 同組合及び農業協同組合連 合会の信用事業に関する命 令第6条の2第3項)					
										2 信用事業規程等の設定、 変更及び廃止の承認(第11 条第1項、第3項、第11 条の17第1項、第3項、第11 条の42第1項、第3項、第 11条の48第1項、第3項、 第11条の51第1項、第3 項)			—
										3 信用事業(法第10条第1 項第3号の事業をいう。以 下この部において同じ。)を 行う農業協同組合及び農 業協同組合連合会(以下こ の部において「農協」とい う。)及び子会社等の同一 人に対する信用供与等限度 額に係る特例の承認(第11 条の8第1項ただし書、第 2項ただし書)			—
								4 信用事業又は共済事業を 行う農協における特定関係 者等との取引等の特例の承 認(第11条の9ただし書)			—		





	11 省略				
2 ~ 13 省略					

	32 省略				
2 ~ 13 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
漁政課	1 省略					
	2 水産業協同組合法の施行に関する事務	1 水産業協同組合の指導に関すること。				
		(1) 水産業協同組合の設立の認可等に関する証明(第48条第3項、第65条第2項、第5項、第69条第3項、第92条第3項から第5項まで、商業登記法第25条第3項、組合等登記令第25条)				
		(2) 水産業協同組合の一時役員等の選任又は総会の招集(第43条、第47条の5第1項、第2項、第86条第2項、第92条第3項)				
		(3) 省略				
		2 水産業協同組合の監督処分に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
	(3) 解散の登記の囑託(組合等登記令第14条第4項、第5項)					
3 ~ 11 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
漁政課	1 省略					
	2 水産業協同組合法の施行に関する事務	1 水産業協同組合の指導に関すること。				
		(1) 水産業協同組合の設立の認可等に関する証明(第48条第3項、第65条第2項、第5項、第68条第3項、第69条第3項、第91条第3項、第92条第3項から第5項まで、第120条、商業登記法第25条第3項)				
		(2) 水産業協同組合の一時役員等の選任又は総会の招集(第43条、第47条の6第1項、第2項、第86条第2項、第92条第3項)				
		(3) 省略				
		2 水産業協同組合の監督処分に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
	(3) 水産業協同組合に対する解散命令(第124条の2、第124条の3第1項)					
	(4) 解散命令に伴う登記の囑託(第117条第2項)					
3 ~ 11 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹

水産課	1～11 省略										
	12 愛媛県漁業調整規則の施行に関する事務	1 漁業の不許可等（第9条第1項、第33条第4項）				—					
		2 漁業の不許可等に係る海区漁業調整委員会等又は申請者の意見の聴取（第9条第2項、第33条第13項）									
		3 適格性に係る基準の決定（第10条第1項第5号）				—					
		4 適格性に係る基準に係る海区漁業調整委員会の意見の聴取（第10条第2項）					—				
		5 制限措置の決定（第11条第1項）				—					
		6 制限措置に係る海区漁業調整委員会の意見の聴取（第11条第3項）					—				
		7 公示した船舶等又は漁業者の数を超えた場合の許可の基準の決定（第11条第5項、第7項）				—					
		8 公示した船舶等又は漁業者の数を超えた場合の許可の基準に係る海区漁業調整委員会の意見の聴取（第11条第5項、第7項）					—				
		9 許可又は起業の認可後の条件の付加（第13条第2項、第29条、第33条第13項）					—				
		10 条件の付加に係る海区漁業調整委員会等の意見の聴取（第13条第2項、第33条第13項）						—			
		11 許可の有効期間に係る海区漁業調整委員会等の意見の聴取（第15条第2項、第33条第5項）							—		
		12 許可等の取消し等（第20条第1項、第22条第1項、第2項、第23条第1項、第29条、第33条第7項、第13項）								—	
13 許可等の取消し等に係る海区漁業調整委員会等の意見の聴取（第20条第1項、第22条第1項、第2項、第23条第1項、第33条第7項、第13項）									—		











(1) 委員等の選任、任命及び罷免(第137条第2項、第5項、第138条第1項、第144条第1項、第148条第4項、第151条、第172条第2項、第173条)	—								
(2) 海区漁業調整委員会の委員に係る漁業者又は漁業従事者の範囲の拡張又は限定(第138条第6項)									
(3) 海区漁業調整委員会の委員の募集(第139条第1項)	—								
(4) 委員の辞任の同意(第141条、第151条、第173条)	—								
(5) 連合海区漁業調整委員会の設置に係る協議(第147条第3項、第5項)	—								
(6) 連合海区漁業調整委員会の委員に関する措置(第148条第3項、第5項)	—								
(7) 委員会の会議の招集(漁業法施行令第14条第1項ただし書、第2項、第15条)			—						
(8) 省略									
6 土地及び土地の定着物の使用権の設定に係る土地及び土地の定着物の所有者等の意見の聴取(第165条第2項、第5項)				—					
7 内水面漁業に関すること。									
(1) 委員会の監督(第82条、第130条)								—	
(2) 海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する者の範囲の拡張又は限定(第86条)									
(3) 連合海区漁業調整委員会の設置に関する措置(第105条)								—	
(4) 省略									
(5) 知事選任委員の選任及び解任(第85条、第100条、第106条、第131条)	—								
6 土地及び土地の定着物の使用に関すること。									
(1) 土地の使用等の許可(第120条)								—	
(2) 他人の土地における漁業の許可(第121条)								—	
(3) 土地立入等の許可(第122条)								—	
(4) 土地及び土地の定着物の使用権設定に関する認可並びに土地の形質の変更等の許可(第124条)								—	
7 内水面漁業に関すること。									



22 省略					
23 省略					
24 省略					

25 省略					
26 省略					
27 省略					

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第4(第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項						別表第4(第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者					局長	部長	課長
				部長	課長						
産業振興課	1~3 省略					1~3 省略					
	4 農業協同組合、農事組合法人及び農業共済組合に関する事務	1 省略				4 農業協同組合、農事組合法人及び農業共済組合に関する事務	1 省略				
		2 農事組合法人に関すること。					2 農事組合法人に関すること。				
		(1) 省略					(1) 設立、定款の変更、解散、合併及び組織変更の届出の受理 (農業協同組合法第72条の29第2項、第72条の32第4項、第72条の34第2項、第72条の35第3項、第72条の44、第73条の10、第80条)		—		
		(2) 省略					(2) 省略				
		(3) 省略					(3) 省略				
		(4) 解散等の登記の嘱託(組合等登記令第14条第4項、第5項_____)					(4) 事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の官報公告等 (農業協同組合法第64条の2、第73条第4項)			—	
		(5) 事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の官報公告等 (農業協同組合法第64条の2、第73条第4項)					(6) 継続した旨の届出の受理(農業協同組合法第64条の3第3項、第73条第4項)			—	
	(6) 継続した旨の届出の受理(農業協同組合法第64条の3第3項、第73条第4項)				(7) 解散等の登記の嘱託(組合等登記令第14条第4項、第26条第2項)						
	(7) 解散等の登記の嘱託(組合等登記令第14条第4項、第26条第2項)										
5~19 省略					5~19 省略						

備考 省略

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

水産課	1・2 省略					
	3 漁業調整及び漁業取締りに関する事務	1 愛媛県漁業調整規則（以下この部において「規則」という。）の施行に関すること				
		(1) 許可等の条件の付加（規則第13条第1項）			—	
		(2) 許可証の記載内容等の証明（規則第25条第2項、第33条第11項）				
		(3) 許可証の書換え交付及び再交付（規則第27条から第29条まで、第33条第13項）				—
		(4) 除害設備の設置又は変更の命令（規則第45条第2項）			—	
			2 漁業法（以下この部において「法」という。）の施行に関すること。			
	(1) 他人の土地における漁業の許可（法第162条）					
	(2) 土地立入り等の許可（法第163条）					
	3 省略					
水産課	1・2 省略					
	3 漁業調整及び漁業取締りに関する事務	1 愛媛県漁業調整規則（以下この部において「規則」という。）の施行に関すること（漁業法第66条第1項に規定する漁業（小型機船 <sup>じ</sup> 底びき網漁業のうち自家用 <sup>り</sup> つり餌料びき網漁業を除く。）及び県外に住所を有する者の申請に係る漁業の許可等を除く。）。				
		(1) 漁業の許可（規則第7条）				—
		(2) 許可証の記載内容等の証明（規則第11条第2項）				
		(3) 許可等の制限又は条件の付加（規則第14条）			—	
		(4) 起業の認可（規則第21条）				—
		2 規則の施行に関すること。				
		(1) 許可の内容の変更の許可（規則第16条）				—
		(2) 許可証の書換え交付及び再交付（規則第19条）				—
		(3) 除外設備の設置又は変更の命令（規則第34条）			—	
		3 愛媛県内水面漁業調整規則（以下この項において「内水面規則」という。）の施行に関すること。				
		(1) 水産動植物の採捕の許可（内水面規則第6条）				—
		(2) 許可の内容の変更の許可（内水面規則第14条第1項）				—
		(3) 許可証の書換え交付及び再交付（内水面規則第17条）				—
		(4) 除害設備の設置又は変更の命令（内水面規則第24条第2項）			—	
4 漁業法（以下この部において「法」という。）の施行に関すること。						
(1) 共同申請に係る代表者の指定（第5条）				—		
(2) 他人の土地における漁業の許可（法第121条）						
(3) 土地立入り等の許可（法第122条）						
	5 省略					

4～14 省略				
------------	--	--	--	--

備考 省略

4～14 省略				
15 海洋 生物の 保存及 び管理 に関する 法律 の施行 に関する 事務	1 漁獲努力量等の報告に係る処理 (第17条第4項)			—
	2 報告の徴収及び立入検査(第18 条第1項)		—	

備考 省略

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の17 省略</p> <p>(4)の18 組合等登記令第14条第4項及び第5項 _____ の規定に基づく農事組合法人の解散等の登記の囑託に關すること。</p> <p>(4)の18の2～(61) 省略</p> <p>(61)の2 愛媛県漁業調整規則第25条第2項及び第33条第11項の規定に基づく許可証の記載内容等の証明に關すること。</p> <p>(61)の3～(66) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>(地方局長の専決事項)</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(31) 省略</p> <p>(32) 愛媛県漁業調整規則第4条及び第6条 _____ の規定に基づく漁業の許可等に關すること。ただし、同規則第13条第2項の規定に基づく許可等後の条件の付加、漁業の許可及び取締りに關する省令第70条に規定する漁業(小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌料びき網漁業を除く。)、同規則第4条第1項第1号及び第2号に規定する漁業並びに県外に住所を有する者の申請に係る漁業の許可等並びに2以上の地方局の所管区域にわたるものに関する許可等を除く。</p> <p>(32)の2 愛媛県漁業調整規則第16条の規定に基づく _____ 変更の許可に關すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)の17 省略</p> <p>(4)の18 組合等登記令第14条第4項及び第26条第2項の規定に基づく農事組合法人の解散等の登記の囑託に關すること。</p> <p>(4)の18の2～(61) 省略</p> <p>(61)の2 愛媛県漁業調整規則第11条第2項 _____ の規定に基づく許可証の記載内容等の証明に關すること。</p> <p>(61)の3～(66) 省略</p> <p>(67) 海洋生物資源の保存及び管理に關する法律第17条第4項の規定に基づく漁獲努力量等の報告に係る処理に關すること。</p> <p>(68) 海洋生物資源の保存及び管理に關する法律第18条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に關すること。</p> <p>5・6 省略</p> <p>(地方局長の専決事項)</p> <p><b>第14条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(31) 省略</p> <p>(32) 愛媛県漁業調整規則第7条、第14条及び第21条の規定に基づく漁業の許可等に關すること。ただし、漁業法第66条第1項 _____ に規定する漁業(小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌料びき網漁業を除く。 )及び _____ 県外に住所を有する者の申請に係る漁業の許可等並びに2以上の地方局の所管区域にわたるものに関する許可等を除く。</p> <p>(32)の2 愛媛県漁業調整規則第16条の規定に基づく許可の内容の変更の許可に關すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)</p>

(32)の3 愛媛県漁業調整規則第27条及び第28条（これらの規定を同規則第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可証の書換え交付及び再交付に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(32)の4 愛媛県漁業調整規則第33条第1項の規定に基づく採捕の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(32)の5 愛媛県漁業調整規則第45条第2項の規定に基づく除害設備の設置又は変更の命令に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(33)～(46) 省略

(47) 削除

(48) 漁業法第5条第2項の規定に基づく共同申請に係る代表者の指定に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(49) 漁業法第162条の規定に基づく他人の土地における漁業の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(50) 漁業法第163条の規定に基づく土地立入り等の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(51)・(52) 省略

6～9 省略

(32)の3 愛媛県漁業調整規則第19条 \_\_\_\_\_ の規定に基づく許可証の書換え交付及び再交付に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(32)の4 愛媛県漁業調整規則第34条 \_\_\_\_\_ の規定に基づく除外設備の設置又は変更の命令に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(33)～(46) 省略

(47) 愛媛県内水面漁業調整規則第6条の規定に基づく採捕の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(47)の2 愛媛県内水面漁業調整規則第14条第1項の規定に基づく許可の内容の変更の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(47)の3 愛媛県内水面漁業調整規則第17条の規定に基づく許可証の書換え交付及び再交付に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(47)の4 愛媛県内水面漁業調整規則第24条第2項の規定に基づく除害設備の設置又は変更の命令に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(48) 漁業法第5条 \_\_\_\_\_ の規定に基づく共同申請に係る代表者の指定に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(49) 漁業法第121条の規定に基づく他人の土地における漁業の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(50) 漁業法第122条の規定に基づく土地立入り等の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(51)・(52) 省略

6～9 省略

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。



## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年3月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
ヘリコプター12ヶ月定期点検整備
- (2) 業務名及び数量  
ヘリコプター12ヶ月定期点検整備 1式
- (3) 業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。  
(アグスタ式A109E型(JA03EP))
- (4) 実施期間  
契約締結日から令和3年8月31日まで
- (5) 業務の履行場所  
請負者の保有する事業場認定書の交付を受けた事業場
- (6) 入札方法  
入札金額は、ヘリコプター12ヶ月定期点検整備に係る一切の経費を含めた額を記載すること。  
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 指定期日までに事前提出書類を提出した者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県警察本部会計課管財係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110
- (2) 入札説明書の交付期限  
令和3年5月10日(月)17時15分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所  
令和3年5月12日(水)11時00分  
愛媛県警察本部10階大会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金  
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、事前提出書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## ア 受付時期

令和3年3月30日(火)から令和3年5月10日(月)までの執務時間中  
必着であれば郵送でも可能

## イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

- (5) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Aircraft inspection
  - ・ 12 month inspection
  - ・ 50, 100, 150, 200, 400, 800, 1600 hours inspection
  - ・ Japan civil aviation bureau (JACB) circular No 3 010, etc
  - ・ There are other inspections besides these
- Hours change parts
- Technical bulletin
- Bench check
- Airworthiness inspection examinees
- (2) Time limit of tender: 11 a m, 12 May, 2021
- (3) For further information, please contact: Finance Division, Police Administration Department, the Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribata cho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan  
TEL: 089 934 0110 (ex 2274)  
FAX: 089 943 2892  
e mail: kaikei@police.pref.ehime.jp

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

県立学校における授業料等減免規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県教育委員会  
教育長 田 所 竜 二

県立学校における授業料等減免規則等の一部を改正する規則

(県立学校における授業料等減免規則の一部改正)

第1条 県立学校における授業料等減免規則(昭和30年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p><b>様式第1号(第5条関係) 授業料減免申請書</b></p> <p>省略</p> <p>生徒氏名 _____</p> <p>省略</p> <p>氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) _____</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 <u>生徒氏名及び保護者又はこれに代わる者の氏名は自署とする。ただし、保護者又はこれに代わる者が法人の場合にあつては、自署に代えて記名押印とする。</u></p> <p>2・3 省略</p> <p><b>様式第2号(第5条関係) 授業料減免調書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生徒氏名 _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>注1 <u>生徒氏名及び保護者又はこれに代わる者の氏名は自署とする。ただし、保護者又はこれに代わる者が法人の場合にあつては、自署に代えて記名押印とする。</u></p> <p>2・3 省略</p>	省略	省略		省略		生徒氏名 _____		省略		氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) _____		省略	<p><b>様式第1号(第5条関係) 授業料減免申請書</b></p> <p>省略</p> <p>生徒氏名 _____<sup>㊞</sup></p> <p>省略</p> <p>氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) _____<sup>㊞</sup></p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 <u>保護者又はこれに代わる者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>2・3 省略</p> <p><b>様式第2号(第5条関係) 授業料減免調書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生徒氏名 _____<sup>㊞</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) _____<sup>㊞</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>注1 <u>申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>2・3 省略</p>	省略	省略		省略		生徒氏名 _____ <sup>㊞</sup>		省略		氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) _____ <sup>㊞</sup>		省略
省略	省略																								
	省略																								
	生徒氏名 _____																								
	省略																								
	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) _____																								
	省略																								
省略	省略																								
	省略																								
	生徒氏名 _____ <sup>㊞</sup>																								
	省略																								
	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) _____ <sup>㊞</sup>																								
	省略																								

(愛媛県県立学校学則の一部改正)

第2条 愛媛県県立学校学則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>様式第2号(第9条関係) 誓約書</b></p> <p>省略</p> <p>氏名 _____</p> <p>省略</p> <p>氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) _____</p> <p>省略</p>	<p><b>様式第2号(第9条関係) 誓約書</b></p> <p>省略</p> <p>氏名 _____<sup>㊞</sup></p> <p>省略</p> <p>氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) _____<sup>㊞</sup></p> <p>省略</p>

氏 名 —	氏 名 —
省略	省略
注 1 本人及び保証人の氏名は自署とする。ただし、保証人が法人の場合にあつては、記名押印とする。	
2 省略	注 省略

(愛媛県教育委員会聴聞規則の一部改正)

第3条 愛媛県教育委員会聴聞規則(平成6年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(聴聞調書及び報告書の記載事項)</p> <p><b>第11条</b> 法第24条第1項の聴聞の審理の経過を記載した調書(以下「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載しなければ ならない。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第24条第3項の報告書(以下「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければ ならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>様式第2号(第3条関係) 代理人資格証明書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>省略</td> <td>当事者又 省略 は参加人 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 理 人</td> <td>省略 氏 名</td> </tr> </table> <p>様式第3号(第4条関係) 聴聞参加許可申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>省略</td> <td>申請者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第4号(第5条関係) 文書等閲覧請求書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>省略</td> <td>請求者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省略	当事者又 省略 は参加人 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —	省略		代 理 人	省略 氏 名	省略	申請者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —	省略		省略		省略	請求者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —	省略		<p>(聴聞調書及び報告書の記載事項)</p> <p><b>第11条</b> 法第24条第1項の聴聞の審理の経過を記載した調書(以下「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者が記名押印しなければ ならない。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第24条第3項の報告書(以下「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、主宰者が記名押印しなければ ならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>様式第2号(第3条関係) 代理人資格証明書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>省略</td> <td>当事者又 省略 は参加人 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代 理 人</td> <td>省略 氏 名 ( 歳)</td> </tr> </table> <p>注 当事者又は参加人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>様式第3号(第4条関係) 聴聞参加許可申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>省略</td> <td>申請者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) — 年 齢 歳</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>様式第4号(第5条関係) 文書等閲覧請求書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>省略</td> <td>請求者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省略	当事者又 省略 は参加人 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —	省略		代 理 人	省略 氏 名 ( 歳)	省略	申請者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) — 年 齢 歳	省略		省略		省略	請求者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —	省略	
省略	当事者又 省略 は参加人 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —																																
省略																																	
代 理 人	省略 氏 名																																
省略	申請者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —																																
省略																																	
省略																																	
省略	請求者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —																																
省略																																	
省略	当事者又 省略 は参加人 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —																																
省略																																	
代 理 人	省略 氏 名 ( 歳)																																
省略	申請者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) — 年 齢 歳																																
省略																																	
省略																																	
省略	請求者 省略 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) —																																
省略																																	

様式第5号(第7条関係) 補佐人出頭許可申請書

省略	
申請者	省略 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 一
省略	
補佐人	省略 氏名
省略	

様式第6号(第12条関係) 聴聞調書等閲覧請求書

省略	
請求者	省略 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 一
省略	

注 請求者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第5号(第7条関係) 補佐人出頭許可申請書

省略	
申請者	省略 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟
省略	
補佐人	省略 氏名 ( 歳)
省略	

注 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第6号(第12条関係) 聴聞調書等閲覧請求書

省略	
請求者	省略 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟
省略	

注 請求者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

(埋蔵文化財の取扱いに関する規則の一部改正)

第4条 埋蔵文化財の取扱いに関する規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>届出者</td> <td>省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 一</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略</p> <p>様式第2号(第3条関係) 周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出(通知)書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>届出(通知)者</td> <td>省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 一</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省略		届出者	省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 一	省略		省略		届出(通知)者	省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 一	省略		<p>様式第1号(第3条関係) 埋蔵文化財発掘調査届出書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>届出者</td> <td>省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略</p> <p>様式第2号(第3条関係) 周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出(通知)書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>届出(通知)者</td> <td>省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省略		届出者	省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟	省略		省略		届出(通知)者	省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟	省略	
省略																									
届出者	省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 一																								
省略																									
省略																									
届出(通知)者	省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 一																								
省略																									
省略																									
届出者	省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟																								
省略																									
省略																									
届出(通知)者	省略 氏名(国の機関等又は法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟																								
省略																									

- 注1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

様式第3号(第3条関係) 遺跡発見届出(通知)書

省略
届出(通 省略
知)者 氏名(国の機関等又は法人その他の団体に
あつては、名称及び代表者の氏名) _____
省略

- 注1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

注1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

様式第3号(第3条関係) 遺跡発見届出(通知)書

省略
届出(通 省略
知)者 氏名(国の機関等又は法人その他の団体に
あつては、名称及び代表者の氏名) _____
省略

注1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名  
することができる。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立学校管理規則の一部改正)

第1条 愛媛県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業を行わない日の勤務)</p> <p><b>第21条</b> 教職員は、休日、休日の代休日、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第10条の2第1項に規定する超勤代休時間、教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間(以下「休日等」という。)及び週休日を除き、授業を行わない日においても勤務すべきものとする。</p> <p>(当直)</p> <p><b>第27条</b> 休日、休日の代休日及び正規の勤務時間外において特別の事情があるときは、学校に当直を置くことができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(授業を行わない日の勤務)</p> <p><b>第21条</b> 教職員は、休日、休日の代休日 _____</p> <p>_____</p> <p>_____ (以下「休日等」という。)及び週休日を除き、授業を行わない日においても勤務すべきものとする。</p> <p>(当直)</p> <p><b>第27条</b> 休日等 _____ 及び正規の勤務時間外において特別の事情があるときは、学校に当直を置くことができる。</p> <p>2 省略</p>

(教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和45年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)及び教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。)並びに教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)及び<u>教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則(愛媛県人事委員会規則12-73。以下「特別措置規則」という。)</u>の規定に基づき、教育職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>所属長は、前2項の規定にかかわらず、特別措置規則第3条及び第4条に定めるところにより、特別措置条例第7条第1項の規定に基づき、週休日及び勤務時間を割り振ることができる。</u></p> <p>4 <u>所属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間を割り振ろうとするときは、あらかじめ、週休日及び勤務時間の割振り承認申請書(様式第1号)を愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項の場合において、特別措置規則第6条に定めるところにより、特別措置条例第8条第1項の規定に基づき勤務することを要しない時間を指定しようとするときは、所属長は、あらかじめ、勤務することを要しない時間の指定承認申請書(様式第2号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)及び教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号 _____)並びに教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4) _____ _____の規定に基づき、教育職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p>

第3条 教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の2様式を加える。

様式第1号(第2条関係) 週休日及び勤務時間の割振り承認申請書

週休日及び勤務時間の割振り承認申請書

(番 号)

年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

学校長氏名 ⑩

教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第7条第1項の規定により、次のとおり週休日及び勤務時間を割り振りたいので承認されるよう申請します。

1	常時勤務する教育職員数		人
2	対象教育職員数		人
3	対象期間		年 月 日から 年 月 日まで
4	特定期間		年 月 日から 年 月 日まで
5	対象期間中の各日及び各週の勤務時間並びに週休日		(別紙)
6	対象期間中の1週間の平均勤務時間数		時間 分
7	対象期間中の長期休業期間等の名称及び期間		年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
8	長期休業期間等中の勤務を割り振らないこととした日		(別紙)
9	勤務時間が最も長い日の勤務時間数		時間 分
10	勤務時間が最も長い週の勤務時間数		時間 分
11	対象期間中の総勤務日数		日
12	勤務時間が48時間を超える週の最長連続週数		週
13	対象期間中の勤務時間が48時間を超える週数		週
14	対象期間中の最も長い連続勤務日数		日間
15	特定期間中の最も長い連続勤務日数		日間
16	旧対象期間		年 月 日から 年 月 日まで
17	旧対象期間の勤務時間が最も長い日の勤務時間数		時間 分
18	旧対象期間の勤務時間が最も長い週の勤務時間数		時間 分
19	旧対象期間中の総勤務日数		日

(様式第1号の裏面)

- 注1 対象教育職員数については、名簿を添付すること。
- 2 対象期間中の各日及び各週の勤務時間並びに週休日及び長期休業期間等中の勤務を割り振らないこととした日については、別紙に記載して添付すること。
- 3 対象期間中の長期休業期間等については、対象期間のうち、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等に該当する期間及び当該休業日等の名称を記入すること。
- 4 週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいうものであること。
- 5 勤務日とは、勤務時間を割り振る日をいうものであること。
- 6 休日とは、勤務時間は割り振られているが、勤務を要さない日をいうものであること。
- 7 特定期間とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4第1項第3号に規定する特定期間をいうものであること。
- 8 旧対象期間とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和2年文部科学省令第26号）第4条第1項に規定する旧対象期間をいうものであること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第2号(第2条関係) 勤務することを要しない時間の指定承認申請書

勤務することを要しない時間の指定承認申請書

(番 号)

年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

学校長氏名

印

教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第8条第1項の規定により、次のとおり勤務することを要しない時間を指定したいので承認されるよう申請します。

整理番号	職名	氏名	勤務することを要しない時間を指定する日	勤務することを要しない時間	勤務することを要しない時間の時間数
			年 月 日	時 分から 時 分まで	時間 分
			年 月 日	時 分から 時 分まで	時間 分
			年 月 日	時 分から 時 分まで	時間 分
			年 月 日	時 分から 時 分まで	時間 分
			年 月 日	時 分から 時 分まで	時間 分
			年 月 日	時 分から 時 分まで	時間 分

注1 同一の教育職員に対し、勤務することを要しない時間を複数の日において指定する場合は、その日ごとに整理番号を付して記入すること。この場合、当該職員の職名及び氏名並びに勤務することを要しない時間及びその時間数の記入を省略しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(愛媛県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正)

**第4条** 愛媛県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和2年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、同条例第2条に規定する教育職員のうち、県立学校に勤務する者(以下単に「教育職員」という。)の業務量の適切な管理等を行うことを目的とする。</p> <p>(教育職員の業務量の適切な管理等)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振り</u> <u>定められた教育職員についての前2項に規定する上限の適用につ</u> <u>いては、前2項中「45時間」とあるのは「42時間」と、第1項中</u> <u>「360時間」とあるのは「320時間」とする。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理そ</u> <u>の他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項につ</u> <u>いては、教育長が別に定める。</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第9条 _____ の規定に基づき、同条例第2条に規定する教育職員のうち、県立学校に勤務する者(以下単に「教育職員」という。)の業務量の適切な管理等を行うことを目的とする。</p> <p>(教育職員の業務量の適切な管理等)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理そ</u> <u>の他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項につ</u> <u>いては、教育長が別に定める。</u></p>

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局  
教 育 機 関

愛媛県教育委員会公印規程及び愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県教育委員会  
教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会公印規程及び愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(愛媛県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会公印規程(昭和36年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第1号(第5条関係) 公印新設(改刻・廃止)承認願</b></p> <p>公印新設(改刻・廃止)承認願</p> <p>省略</p> <p>公印管守者 _____</p> <p>次のとおり、公印を新設(改刻・廃止)したいから承認願います。</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 不要の文字は、抹消すること。</p>	<p><b>様式第1号(第5条関係)</b></p> <p>(新設)</p> <p>公印の(改刻) _____ 承認願</p> <p>(廃止)</p> <p>省略</p> <p>公印管守者職氏名 _____ 印</p> <p>(新設)</p> <p>次のとおり、公印を(改刻) _____ したいから承認願います。</p> <p>(廃止)</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p>
<p><b>様式第2号(第6条関係) 公印登録申請書</b></p> <p>省略</p> <p>公印管守者 _____</p> <p>年 月 日付により新設(改刻・廃止)について承認</p> <p>された次の公印を登録されるよう、印影を添えて申請します。</p> <p>省略</p> <p>注 不要の文字は、抹消すること。</p>	<p><b>様式第2号(第6条関係)</b></p> <p>省略</p> <p>公印管守者職氏名 _____ 印</p> <p>(新設)</p> <p>年 月 日付により(改刻) _____ について承認</p> <p>(廃止)</p> <p>された次の公印を登録されるよう、印影を添えて申請します。</p> <p>省略</p>
<p><b>様式第4号(第10条関係) 公印事前押なつ願</b></p> <p>省略</p> <p>機関の長 _____</p> <p>省略</p>	<p><b>様式第4号(第10条関係)</b></p> <p>省略</p> <p>機関の長 _____ 印</p> <p>省略</p>
<p><b>様式第6号(第11条関係) 公印刷込み承認願</b></p> <p>省略</p> <p>機関の長 _____</p> <p>省略</p>	<p><b>様式第6号(第11条関係)</b></p> <p>省略</p> <p>機関の長 _____ 印</p> <p>省略</p>
<p><b>様式第7号(第11条関係) 公印刷込み承認届</b></p> <p>省略</p> <p>公印の管守者 _____</p>	<p><b>様式第7号(第11条関係)</b></p> <p>省略</p> <p>公印の管守者 _____ 印</p>

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p><b>様式第9号</b>（第14条関係） 公印事故届</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin-left: 100px;">公印管守者 _____</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p><b>様式第9号</b>（第14条関係） _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin-left: 100px;">公印管守者職氏名 _____ <span style="float: right;">印</span></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>
---	---

（愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部改正）

**第2条** 愛媛県教職員安全衛生管理規程（平成21年愛媛県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第1号</b>（第7条関係） 衛生管理者選任報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin-left: 100px;">氏名 _____</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1～4 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第8条関係） 産業医選定報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin-left: 100px;">氏名 _____</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第9条関係） 作業主任者選任報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin-left: 100px;">氏名 _____</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1・2 省略</p>	<p><b>様式第1号</b>（第7条関係） 衛生管理者選任報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin-left: 100px;">氏名 _____ <span style="float: right;">印</span></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1～4 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第8条関係） 産業医選定報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin-left: 100px;">氏名 _____ <span style="float: right;">印</span></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第9条関係） 作業主任者選任報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin-left: 100px;">氏名 _____ <span style="float: right;">印</span></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1・2 省略</p>

**附 則**

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの訓令の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの訓令の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この訓令施行の際現にある改正前のそれぞれの訓令の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県教育委員会訓令第2号

県 立 学 校

愛媛県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

**愛媛県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令**

愛媛県立学校教育課程基準（昭和48年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(中等教育学校)</p> <p><b>第2条</b> 中等教育学校の前期課程の教育課程については、中学校学習指導要領(平成29年3月文部科学省告示第64号)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">及び</p> <p>中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成10年11月文部省告示第154号)によらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(特別支援学校)</p> <p><b>第3条</b> 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号)</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)、平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(平成31年2月文部科学省告示第15号)及び令和2年度から令和4年度までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件並びに特別支援学校高等部学習指導要領及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の特例を定める件(令和2年8月文部科学省告示第105号)によらなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(中等教育学校)</p> <p><b>第2条</b> 中等教育学校の前期課程の教育課程については、中学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示第28号)、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件(平成29年7月文部科学省告示第94号)及び中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成10年11月文部省告示第154号)によらなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(特別支援学校)</p> <p><b>第3条</b> 特別支援学校の教育課程については、次項に規定するものを除くほか、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号。小学部に係る部分に限る。)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第36号。中学部に係る部分に限る。)、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件(平成29年12月文部科学省告示第181号。中学部に係る部分に限る。)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)、平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(平成31年2月文部科学省告示第15号)及び令和2年度から令和4年度までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件並びに特別支援学校高等部学習指導要領及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の特例を定める件(令和2年8月文部科学省告示第105号)によらなければならない。</p> <p>2 省略</p>

**附 則**

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 1 - 10

愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則

申請者、届出者、請求者等が行わなければならないとされている書類の押印及び署名については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、請求者等は、これらの行為を行うことを要しない。

- (1) 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)別表第11
(2) 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-479)様式第1号から様式第4号まで、様式第6号、様式第8号、様式第10号、様式第11号、様式第13号から様式第15号まで、様式第15号の3、様式第15号の4及び様式第15号の6から様式第20号の2まで
(3) 愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1074)様式第1号から様式第5号まで
(4) 職員の定年等に関する規則(愛媛県人事委員会規則9-1)様式第2号
(5) 職員団体の登録に関する規則(愛媛県人事委員会規則13-18)様式第1号から様式第6号まで
(6) 職員の退職管理に関する規則(愛媛県人事委員会規則16-0)様式第1号から様式第3号まで

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 2 - 27

愛媛県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

愛媛県人事委員会議事規則等の一部を改正する規則

(愛媛県人事委員会議事規則の一部改正)

第1条 愛媛県人事委員会議事規則(愛媛県人事委員会規則2-0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content: (議事録) 第8条 法第11条第4項の規定による議事録は、幹事が作成し、全委員がこれに署名する。 / (議事録) 第8条 法第11条第4項の規定による議事録は、幹事が作成し、全委員がこれに署名捺印する。

(愛媛県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1073)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content: (意見の聴取調書及び報告書の記載事項) 第12条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調書(以下「意見の聴取調書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載しなければ / (意見の聴取調書及び報告書の記載事項) 第12条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調書(以下「意見の聴取調書」という。)には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者が記名押印しなければならない。

3 準用行政手続条例第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければ  
\_\_\_\_\_ならない。  
(1)～(3) 省略

3 準用行政手続条例第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者が記名押印しなければならない。  
(1)～(3) 省略

（勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正）

**第3条** 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13-0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務条件に関する措置の要求）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次に_____に掲げる事項を記載し、_____正副各1通を適切な資料とともに、愛媛県人事委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 (1)～(4) 省略</p> <p>4 省略 (判定)</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2 前項の書面（以下「判定書」という。）には次に_____に掲げる事項を記載し、各委員が署名しなければ_____ならない。 (1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>（勤務条件に関する措置の要求）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が記名押印して正副各1通を適切な資料と共に<u>_____</u>、愛媛県人事委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 (1)～(4) 省略</p> <p>4 省略 (判定)</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2 前項の書面（以下「判定書」という。）には次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が署名押印しなければ_____ならない。 (1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p>

（県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正）

**第4条** 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13-3）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（審査の請求）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、_____正副各1通を適切な資料とともに、愛媛県人事委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 (1)～(6) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>（審査の請求）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、請求人が記名押印して正副各1通を適切な資料とともに、愛媛県人事委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 (1)～(6) 省略</p> <p>3 省略</p>

（不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正）

**第5条** 不利益処分についての審査請求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13-11）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（審査請求）</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 審査請求書には次に_____に掲げる事項を記載し、_____正副各1通を委員会に提出しなければならない。 (1)～(10) 省略</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（審査請求）</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 審査請求書には次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求をしようとする者が記名押印して正副各1通を委員会に提出しなければならない。 (1)～(10) 省略</p> <p>3・4 省略</p>

(口頭審理調書)

第26条 口頭審理については、事務職員が期日ごとに調書を作り次の事項を記載し、委員長、委員(法第50条第2項の規定により委任された者)によつて口頭審理を行つた場合は、審理を担当した者。以下同じ。)及び事務職員が署名しなければ ならない。

(1)~(6) 省略

2 省略

(証拠調書)

第33条 事務職員は、証拠調べの結果を調書に作り、委員長、委員及び事務職員が署名しなければ ならない。

2 省略

(宣誓)

第37条 省略

2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名して行う ものとする。

3 省略

(裁決)

第50条 省略

2 前項の書面には、次 に掲げる事項を記載し、各委員が署名しなければ ならない。

(1)~(4) 省略

3・4 省略

(再審の請求)

第52条 省略

2・3 省略

4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には次 に掲げる事項を記載し、 正副各1通を委員会に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(口頭審理調書)

第26条 口頭審理については、事務職員が期日ごとに調書を作り次の事項を記載し、委員長、委員(法第50条第2項の規定により委任された者)によつて口頭審理を行なつた場合は、審理を担当した者。以下同じ。)及び事務職員が記名押印しなければ ならない。

(1)~(6) 省略

2 省略

(証拠調書)

第33条 事務職員は、証拠調べの結果を調書に作り、委員長、委員及び事務職員が記名押印しなければ ならない。

2 省略

(宣誓)

第37条 省略

2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行なうものとする。

3 省略

(裁決)

第50条 省略

2 前項の書面には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が記名押印しなければならない。

(1)~(4) 省略

3・4 省略

(再審の請求)

第52条 省略

2・3 省略

4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には次の各号に掲げる事項を記載し、再審の請求をしようとする者が記名押印して正副各1通を委員会に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体等の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則の一部改正)

第6条 職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体等の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則(愛媛県人事委員会規則13-115)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 12 and Form 1 regarding hearing procedures and signatures.



省略		住所	〔法人その他の団体にあつて は、主たる事務所の所在地〕 〔法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名〕	—
職員団体等				
又は参加人 氏名				
省略				
代	省略			
理	氏名	_____		
人				

様式第3号（第4条関係） 聴聞参加許可申請書

省略		氏名	〔法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名〕	—
省略				
省略				

様式第4号（第5条関係） 文書等閲覧請求書

省略		氏名	〔法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名〕	—
省略				

様式第5号（第7条関係） 補佐人出頭許可申請書

省略		氏名	〔法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名〕	—
補	省略			
佐	氏名	_____		
人				
省略				

様式第6号（第9条関係） 聴聞の期日における審理の公開請求書

省略		代表者の氏名	—
省略			

様式第7号（第13条関係） 聴聞調書等閲覧請求書

省略		氏名	〔法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名〕	—
省略				

省略		住所	〔法人その他の団体にあつて は、主たる事務所の所在地〕 〔法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名〕	—
職員団体等				
又は参加人 氏名				
省略				
代	省略			
理	氏名	( 歳 )		
人				

様式第3号（第4条関係） 聴聞参加許可申請書

省略		氏名	〔法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名〕	—
省略				
省略				

様式第4号（第5条関係） 文書等閲覧請求書

省略		氏名	〔法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名〕	—
省略				

様式第5号（第7条関係） 補佐人出頭許可申請書

省略		氏名	〔法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名〕	—
補	省略			
佐	氏名	( 歳 )		
人				
省略				

様式第6号（第9条関係） 聴聞の期日における審理の公開請求書

省略		代表者の氏名	—
省略			

様式第7号（第13条関係） 聴聞調書等閲覧請求書

省略		氏名	〔法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名〕	—
省略				

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 210

職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第4(第4条関係) 医療職群(→)級別職務区分表			別表第4(第4条関係) 医療職群(→)級別職務区分表		
職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
4 級	知事の事務部局	本庁課長 部付(4級) 省略	4 級	知事の事務部局	本庁課長 _____ 省略
	省略			省略	
5 級	知事の事務部局	本庁局長 部付(5級) 省略	5 級	知事の事務部局	本庁局長 _____ 省略
	省略			省略	

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表			別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表		
1~3 省略			1~3 省略		
4 医療職給料表(→)級別職務区分表			4 医療職給料表(→)級別職務区分表		
職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
3 級	知事の事務 部局	部付(4級) 医監(4級) 省略	3 級	知事の事務 部局	_____ 医監(4級) 省略
	4 級	知事の事務 部局		部付(5級) 医療政策監 省略	4 級
5~8 省略			5~8 省略		

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(→)の適用範囲)</p> <p><b>第3条</b> 医療職給料表(→)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員、総務部に勤務する医師で部付の職にある職員、保健福祉部に勤務する医師で医療政策監及び局長の職にある職員並びに同部社会福祉医療局医療対策課に勤務する医師である職員に適用する。</p> <p>(医療職給料表(□)の適用範囲)</p> <p><b>第4条</b> 医療職給料表(□)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員、総務部に勤務する部付の職にある職員並びに公益財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)～(9) 省略</p>	<p>(医療職給料表(→)の適用範囲)</p> <p><b>第3条</b> 医療職給料表(→)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員_____、保健福祉部に勤務する医師で医療政策監及び局長の職にある職員並びに同部社会福祉医療局医療対策課に勤務する医師である職員に適用する。</p> <p>(医療職給料表(□)の適用範囲)</p> <p><b>第4条</b> 医療職給料表(□)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員_____並びに公益財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)～(9) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1234

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

**第1条** 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同条第2項_____及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人(公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間(以下「休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人(公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間(以下「休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。</p>

ア・イ 省略

ウ 職員休暇条例第11条第3項及び第4項又は教育職員休暇条例第11条第2項及び第3項若しくは教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。）第6条第2項及び第7条第1項の規定による週休日

エ 特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間

オ 特別措置条例第9条の規定による有給休暇

(10)～(12) 省略

ア・イ 省略

ウ 職員休暇条例第11条第3項及び第4項又は教育職員休暇条例第11条第2項及び第3項若しくは教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。）第7条第2項の規定による週休日

エ 特別措置条例第8条の規定による有給休暇

(10)～(12) 省略

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）</p> <p><b>第2条の4</b> 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であつて、休憩時間（当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間（当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者（以下「所属長」という。）が指定した休憩時間））の前後いずれか一方の勤務時間（教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。）第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間を含む場合にあつては、当該時間を除いた勤務時間）の全てについて年次休暇及び前条第1項の表<sup>(2)</sup>の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。</p> <p>(5) <u>特別措置条例第8条第1項の規定により勤務を要しない時間を指定された勤務日に当該時間を除いた勤務時間の全てについて年次休暇及び前条第1項の表<sup>(2)</sup>の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>2 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める単位は、1分（前項第6号に掲げる場合にあつては、30分）とする。</p> <p>（休暇の計算）</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 週休日、休日（条例第3条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）<u>、代休日（勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。）又は特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間（勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。）</u>（以下「週休日等」という。）を挟んで年次休暇を与える場合は、その週休日等は、年次休暇としない。ただし、年次休暇を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日とする。</p>	<p>（条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位）</p> <p><b>第2条の4</b> 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であつて、休憩時間（当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間（当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者（以下「所属長」という。）が指定した休憩時間））の前後いずれか一方の勤務時間のすべて</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____について年次休暇及び前条第1項の表<sup>(2)</sup>の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める単位は、1分（前項第5号に掲げる場合にあつては、30分）とする。</p> <p>（休暇の計算）</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 週休日、休日（条例第3条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）<u>又は代休日（勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。）</u></p> <p>_____</p> <p>_____（以下「週休日等」という。）を挟んで年次休暇を与える場合は、その週休日等は、年次休暇としない。ただし、年次休暇を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日とする。</p>

( 休暇の許可手続 )

第 6 条 省略

2 職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により前項の規定によることができなかつた場合においては、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日(勤務しなかつた日が2日以上にわたるときは、その最初の日)から、週休日、休日、代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。)及び特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間(勤務日の勤務時間の全てが同項の規定により指定された勤務することを要しない時間となつたものに限る。)を除き、遅くとも3日以内にその事由を付して所属長の許可を得なければならない。ただし、この期間経過後に許可の要求があつた場合においても、所属長は、この期間中に承認を得ることができない正当な事由があると認める場合に限り、許可を与えることができる。

3 省略

( 休暇の許可手続 )

第 6 条 省略

2 職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により前項の規定によることができなかつた場合においては、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日(勤務しなかつた日が2日以上にわたるときは、その最初の日)から、週休日、休日及び代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。) \_\_\_\_\_ を除き、遅くとも3日以内にその事由を付して所属長の許可を得なければならない。ただし、この期間経過後に許可の要求があつた場合においても、所属長は、この期間中に承認を得ることができない正当な事由があると認める場合に限り、許可を与えることができる。

3 省略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12 - 73

教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

教育職員の勤務時間の割振り等に関する特別措置規則

( 目的 )

第1条 この規則は、教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「条例」という。)第6条から第8条までの規定による勤務時間の割振り等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

( 4週間以内の正規の勤務時間の割振りを行う教育職員に関する教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の規定の読替え )

第2条 条例第6条第1項及び第2項の規定により勤務時間を割り振られ、及び週休日が定められた教育職員に関する教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 - 4。以下「勤務時間等規則」という。)第2条の3第1項の表<sup>14</sup>の項の規定の適用については、同項中「条例第11条に規定する」とあるのは、「教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第6条第1項の規定による」とする。

( 1箇月を超え1年以内の週休日及び正規の勤務時間の割振り )

第3条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する教育職員にあっては、その者の属する市町教育委員会とする。以下同じ。)は、条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間(同条第2項に規定する対象期間をいう。以下同じ。)が3箇月を超える場合には、当該対象期間について1年当たり280日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、対象期間が3箇月を超える場合において、当該対象期間の初日の前1年以内の日を含む3箇月を超える期間を対象期間として定めた場合(以下当該対象期間を「旧対象期間」という。)において、1日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において1日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは9時間のいずれか長い時間を超え、又は1週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において1週間の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは48時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間について1年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から1日を減じた日数又は280日のいずれか少ない日数を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。

2 任命権者は、条例第7条第1項の規定により勤務時間を割り振る場合には、10時間を超えない範囲内で1日の勤務時間を割り振るものとし、52時間を超えない範囲内で1週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が3箇月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。

- (1) 対象期間において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週が連続する場合の週数が3以下であること。
(2) 対象期間をその初日から3箇月ごとに区分した各期間(3箇月未満の期間を生じたときは、当該期間)において、その1週間の勤務

に割り振られる勤務時間が48時間を超える週の初日の数が3以下であること。

3 任命権者は、条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを選んだ場合には、教育職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(条例第7条第3項の人事委員会規則で定める事項等)

**第4条** 条例第7条第3項第1号に定める教育職員は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があると任命権者が認める者とする。この場合において、任命権者は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保することができるような配慮をしなければならない。

2 条例第7条第3項第2号の対象期間は、同項第4号の期間の範囲内で、所管する各学校の実情に応じ、任命権者が必要と認める期間とする。

3 条例第7条第3項第3号の対象期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、同条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを選んだ場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

4 条例第7条第3項第4号の対象期間を設定することができる期間の範囲は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

5 条例第7条第3項第5号の特定期間(以下「特定期間」という。)は、所管する各学校の実情に応じ、任命権者が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。

6 条例第7条第3項第6号の特定期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、同条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを選んだ場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

7 条例第7条第3項第7号の勤務日は、月曜日から金曜日までの5日間(育児短時間勤務教育職員等(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等をいう。以下同じ。)にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務時間等条例第11条第2項の規定に基づき当該育児短時間勤務等(同条第1項に規定する育児短時間勤務等をいう。以下同じ。)の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務教育職員(勤務時間等条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務教育職員(同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。)にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務時間等条例第11条第2項の規定に基づき任命権者が定めた週休日を除く日)とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

8 前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、条例第7条第1項に規定する長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。

9 第7項ただし書の特別の事情がある場合において、任命権者は、対象期間において6日を超えない範囲内(特定期間にあっては、1週間に1日の週休日(育児短時間勤務教育職員等にあっては、1週間に1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)が確保できる日数の範囲内)で連続して勤務日を割り振ることができる。

10 任命権者は、条例第7条第3項第7号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間(育児短時間勤務教育職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員にあっては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙であると任命権者が認める日 9時間

(2) 教育職員の業務量が多い時期の日と任命権者が認める日であって前号に掲げる日以外の日 8時間30分

(3) 前2号に掲げる日以外の日 7時間45分

11 任命権者が条例第7条第4項の規定により同条第3項に規定する最初の期間を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日の日数を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

12 任命権者が条例第7条第4項の規定により同条第3項に規定する最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の区分に応じ、それぞれその日の数に当該各号に定める時間を乗じた時間を合計した時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙であると任命権者が認める日 9時間

(2) 教育職員の業務量が多い時期の日と任命権者が認める日であって前号に掲げる日以外の日 8時間30分

(3) 前2号に掲げる日以外の日 7時間45分

(1箇月を超え1年以内の週休日及び正規の勤務時間の割振りを行う教育職員に関する教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の規定の読替え)

**第5条** 条例第7条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを選んだ勤務時間等規則第2条の3第1項の表(4)の項の規定の適用については、同項中「条例第11条に規定する」とあるのは、「教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第7条第1項の規定による」とする。

(勤務することを要しない時間の指定)

**第6条** 条例第8条第1項の4週を超えない期間につき1週間当たり勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として4週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮した結果4週間の期間ごとに算定を行うことが適当でないと認められる場合は、4週を超えない1週を単位とした期間ごとに算定を行うものとする。

2 条例第8条第1項の勤務することを要しない時間の指定は、1分の時間を単位として行うものとする。

3 任命権者は、条例第8条第1項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち勤務時間等条例第3条第1項に規定する休日及び勤務時間等条例第3条の2第1項に規定する代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について指定しなければならない。ただし、任命権者が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

(勤務することを要しない時間を指定された教育職員に関する教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の規定の読替え)

**第7条** 条例第8条第1項の規定により勤務することを要しないとされた教育職員の同項の規定により指定された勤務することを要しない時間に関する教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-62)第5条第1項第5号の規定の適用については、同号中「条例」とあるのは「教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。)第8条第3項の規定により読み替えられた条例」と、「正規の勤務時間外」とあるのは「特別措置条例第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間」とする。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

不利益処分についての審査請求に関する手続細則（昭和32年5月愛媛県人事委員会告示第62号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第2条、様式第2号、様式第4号関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> <hr/> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>様式第1号（第2条、様式第2号_____関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> <hr/> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>
<p>様式第2号（様式第1号、様式第4号関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>様式第2号（様式第1号_____関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>
<p>様式第3号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div>	<p>様式第3号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div>
<p>様式第4号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">審査請求人氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>様式第4号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">審査請求人氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>
<p>様式第5号（第5条、様式第4号関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div>	<p>様式第5号（第5条、様式第4号関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div>
<p>様式第6号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>様式第6号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>
<p>様式第7号（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>様式第7号（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>
<p>様式第8号（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div>	<p>様式第8号（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <hr/> <p>省略</p> </div>



注 省略

様式第9号(第8条関係)

省略

氏名 \_\_\_\_\_

貴委員会の 年 月 日付け口述書提出要求書を  
年 月 日受領しましたので、証言事項について次のとおり証言します。

なお、証言に当たって署名した 宣誓書を別紙のとおり添付します。

省略

注 省略

様式第10号(様式第9号関係)

省略

知っていることを知らないと言ったり、知らないことを付け加えて言ったりせず、良心に従い、本当のことを述べることを誓います。

省略

証人 \_\_\_\_\_

様式第11号(第9条関係)

省略

氏名 \_\_\_\_\_

省略

様式第12号(第10条関係)

省略

氏名 \_\_\_\_\_

省略

様式第13号(第11条関係)

省略

氏名 \_\_\_\_\_

省略

注 省略

注 省略

様式第9号

省略

氏名 \_\_\_\_\_<sup>㊞</sup>

貴委員会の 年 月 日付け口述書提出要求書を  
年 月 日受領しましたので、証言事項について次のとおり証言します。

なお、証言にあたつて署名押印した宣誓書を別紙のとおり添付します。

省略

注 省略

様式第10号

省略

知っていることを知らないと言ったり、知らないことをつけ加えて言ったりせず、良心に従い、ほんとうのことを述べることを誓います。

省略

証人 \_\_\_\_\_<sup>㊞</sup>

様式第11号(第9条関係)

省略

氏名 \_\_\_\_\_<sup>㊞</sup>

省略

様式第12号(第10条関係)

省略

氏名 \_\_\_\_\_<sup>㊞</sup>

省略

様式第13号(第11条関係)

省略

氏名 \_\_\_\_\_<sup>㊞</sup>

省略

注 省略

○愛媛県人事委員会告示第2号

勤務条件に関する措置の要求に関する手続細則(昭和33年3月愛媛県人事委員会告示第68号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>省略</p> <p>氏名 _____</p> <p>省略</p> <p>1~3 省略</p> <p>4 <u>当局との交渉の有無及び経過</u></p> <p>5 省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第2号(第2条関係)</p>	<p>様式第1号</p> <p>省略</p> <p>氏名 _____<sup>㊞</sup></p> <p>省略</p> <p>1~3 省略</p> <p>4 <u>当局と</u>交渉の有無及び経過</p> <p>5 省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第2号</p>

省略	氏名	—
省略		

様式第3号(第2条、様式第1号関係)

省略	氏名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第4号(様式第1号、様式第3号関係)

省略	氏名	—
省略		

様式第5号(第2条関係)

省略	氏名	—
省略		

様式第6号(第2条関係)

省略	氏名	—
省略		

様式第7号(第2条関係)

省略	氏名	—
省略		

省略	氏名	㊟
省略		

様式第3号

省略	氏名	㊟
省略		
省略		

注 省略

様式第4号

省略	氏名	㊟
省略		

様式第5号

省略	氏名	㊟
省略		

様式第6号

省略	氏名	㊟
省略		

様式第7号

省略	氏名	㊟
省略		

県議会告示

○愛媛県議会告示第2号

愛媛県議会会議規則（昭和30年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

愛媛県議会議長 中 畑 保 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席届及び退席届)</p> <p><b>第85条</b> 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由により議会に出席することができないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席することができないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p><b>第86条</b> 省略</p> <p><b>第87条</b> 省略</p> <p><b>第88条</b> 省略</p> <p><b>第89条</b> 省略</p> <p><b>第90条</b> 省略</p> <p><b>第91条</b> 省略</p> <p><b>第92条</b> 省略</p> <p><b>第93条</b> 省略</p> <p><b>第94条</b> 省略</p> <p><b>第95条</b> 省略</p> <p><b>第96条</b> 省略</p> <p><b>第97条</b> 省略</p> <p><b>第98条</b> 省略</p> <p><b>第99条</b> 省略</p> <p><b>第100条</b> 省略</p> <p><b>第101条</b> 省略</p> <p><b>第102条</b> 省略</p> <p><b>第103条</b> 省略</p> <p><b>第104条</b> 省略</p> <p><b>第105条</b> 省略</p> <p><b>第106条</b> 省略</p> <p>(会議録の公開)</p> <p><b>第107条</b> 会議録は、これを公開する。ただし、第105条の規定による秘密会の議事及び前条第2項の規定により別に調製した発言の記録は、この限りでない。</p> <p><b>第108条</b> 省略</p> <p><b>第109条</b> 省略</p> <p><b>第110条</b> 省略</p> <p><b>第111条</b> 省略</p> <p>別表（第109条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div>	<p>(出席簿)</p> <p><b>第85条</b> 議員は、会議定刻前議事堂に参着して、出席簿に捺印しなければならない。</p> <p>(出席及び退席届)</p> <p><b>第86条</b> 議員は、公務、疾病、出産 _____ その他の事故 _____ により議会に出席することができないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>第87条</b> 省略</p> <p><b>第88条</b> 省略</p> <p><b>第89条</b> 省略</p> <p><b>第90条</b> 省略</p> <p><b>第91条</b> 省略</p> <p><b>第92条</b> 省略</p> <p><b>第93条</b> 省略</p> <p><b>第94条</b> 省略</p> <p><b>第95条</b> 省略</p> <p><b>第96条</b> 省略</p> <p><b>第97条</b> 省略</p> <p><b>第98条</b> 省略</p> <p><b>第99条</b> 省略</p> <p><b>第100条</b> 省略</p> <p><b>第101条</b> 省略</p> <p><b>第102条</b> 省略</p> <p><b>第103条</b> 省略</p> <p><b>第104条</b> 省略</p> <p><b>第105条</b> 省略</p> <p><b>第106条</b> 省略</p> <p><b>第107条</b> 省略</p> <p>(会議録の公開)</p> <p><b>第108条</b> 会議録は、これを公開する。但し、第106条の規定による秘密会の議事及び第107条第2項の規定により別に調製した発言の記録は、この限りでない。</p> <p><b>第109条</b> 省略</p> <p><b>第110条</b> 省略</p> <p><b>第111条</b> 省略</p> <p><b>第112条</b> 省略</p> <p>別表（第110条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div>

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

第1条 愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>様式第12号の2（第11条関係） 未収入金整理簿</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">表 面</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="7">省略</td> </tr> <tr> <td>診療期間</td> <td>摘要</td> <td>収入調定簿 整理番号</td> <td>調定 金額</td> <td>納入 金額</td> <td>残高</td> <td>納 入 年月日</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p style="text-align: center;">裏 面</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>督促状発送年月日</td> <td>督促金額</td> <td>指定期限</td> <td>宛先人氏名</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </table> <p>様式第16号（第11条関係） 企業債及び借入金台帳</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年 度</td> <td rowspan="2">期 月</td> <td rowspan="2">未償還元金</td> <td colspan="3">償還所要額</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>元金</td> <td>利子</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>月</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							省略							診療期間	摘要	収入調定簿 整理番号	調定 金額	納入 金額	残高	納 入 年月日	年月日							年月日							年月日							年月日							督促状発送年月日	督促金額	指定期限	宛先人氏名	年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		省略				省略						年 度	期 月	未償還元金	償還所要額				元金	利子	計	年度	月	円	円	円	円		月						年度	月						月						年度	月						月						年度	月						月						<p>様式第12号の2</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">表 面</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="8">省略</td> </tr> <tr> <td>診療期間</td> <td>摘要</td> <td>収入調定簿 整理番号</td> <td>調定 金額</td> <td>納入 金額</td> <td>残高</td> <td>納 入 年月日</td> <td>係印</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p style="text-align: center;">裏 面</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>督促状発送年月日</td> <td>督促金額</td> <td>指定期限</td> <td>あて先人氏名</td> <td>係印</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td></td> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">省略</td> </tr> </table> <p>様式第16号（第11条関係） 企業債及び借入金台帳</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="7">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年 度</td> <td rowspan="2">期 月</td> <td rowspan="2">未償還元金</td> <td colspan="3">償還所要額</td> <td rowspan="2">償還済印</td> </tr> <tr> <td>元金</td> <td>利子</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>月</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								省略								診療期間	摘要	収入調定簿 整理番号	調定 金額	納入 金額	残高	納 入 年月日	係印	年月日								年月日								年月日								年月日								督促状発送年月日	督促金額	指定期限	あて先人氏名	係印	年月日		年月日			年月日		年月日			年月日		年月日			年月日		年月日			年月日		年月日			省略					省略							年 度	期 月	未償還元金	償還所要額			償還済印	元金	利子	計	年度	月	円	円	円	円		月						年度	月						月						年度	月						月						年度	月						月					
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
診療期間	摘要	収入調定簿 整理番号	調定 金額	納入 金額	残高	納 入 年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
督促状発送年月日	督促金額	指定期限	宛先人氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
年月日		年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年月日		年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年月日		年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年月日		年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年月日		年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
年 度	期 月	未償還元金	償還所要額																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			元金	利子	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
年度	月	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
年度	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
年度	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
年度	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
診療期間	摘要	収入調定簿 整理番号	調定 金額	納入 金額	残高	納 入 年月日	係印																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
督促状発送年月日	督促金額	指定期限	あて先人氏名	係印																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
年月日		年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年月日		年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年月日		年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年月日		年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年月日		年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
年 度	期 月	未償還元金	償還所要額			償還済印																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			元金	利子	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
年度	月	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
年度	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
年度	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
年度	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																															



第2条 愛媛県公営企業会計規程の一部を次のように改正する。

様式第30号(その1)中「㊟」を削る。

様式第30号(その2)中 「 取扱員印 」 及び「本書に取扱員印のないものまたは」を削る。

様式第30号(その3)中 「 取扱員印 」 及び「本書に取扱員印のないもの又は」を削る。

様式第32号中 「 ¥ 」 を 「 ¥ 」 に改め、同様式注中2を削り、3を2とする。

様式第34号中 「 ¥ 」 を 「 ¥ 」 に改める。

様式第35号、様式第39号及び様式第48号中「㊟」を削る。

様式第50号の2中 「 検 係 印 印 」 を削る。

様式第61号及び様式第62号中 「 ¥ 」 を 「 ¥ 」 に改める。

様式第65号、様式第67号、様式第68号、様式第72号から様式第74号まで、様式第76号、様式第77号及び様式第85号中「㊟」を削る。

様式第86号及び様式第87号中「㊟」を削る。

様式第88号及び様式第90号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。
2 この管理規程施行の際現にある第2条の規定による改正前の愛媛県公営企業会計規程様式第30号(その2)及び同様式(その3)の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正前' (Before Amendment) and '改正後' (After Amendment). Each column contains '別表第1(第2条関係)' (Table 1, related to Article 2). The table lists items like '省略' (Omission), '文書料' (Document Fee), and '脳ドック' (Brain Doppler), with columns for Name, Category, Unit, Amount, and Remarks. The '改正後' column shows updated amounts and remarks, such as '34,100円' and '34,000円'.



省略			
乳児定期診察料	省略		
乳幼児定期診察料		1回	6,000円
省略			
新生児聴覚検査料		1回	8,500円
省略			
施術料	初検料	1回	2,900円
	1術（はり又はきゆうを施術した場合）	1回	3,600円
	2術（はり及びきゆうを施術した場合）	1回	4,100円
省略			
巻爪（陥入爪）矯正料	初診	1回	4,880円
	再診	1回	2,740円
薬価基準未収載薬剤料		1件	薬剤の購入に要した額
省略			
セカンドオピニオン外来料		1回	5,400円
省略			

注 省略

省略			
乳児定期診察料	省略		
省略			
新生児聴覚検査料		1回	8,040円
省略			
施術料	初検料	1回	2,800円
	1術（はり又はきゆうを施術した場合）	1回	3,500円
	2術（はり及びきゆうを施術した場合）	1回	4,000円
省略			
巻爪（陥入爪）矯正料	初診	1回	4,820円
	再診	1回	2,720円
省略			
セカンドオピニオン外来料		1回	5,300円
省略			

注 省略

附 則

- この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第1文書料の項の規定は、この管理規程の施行の日以後の文書の交付の申出に係る料金について適用し、同日前の文書の交付の申出に係る料金については、なお従前の例による。

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年3月30日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程

愛媛県県営工業用水道供給規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号</p> <p>省略</p> <p>代表者</p> <p>省略</p>	<p>様式第1号</p> <p>省略</p> <p>代表者</p> <p>省略</p>



省略	
備 考	
担当者の職氏名 及び連絡先	

注 不用の文字は、抹消する こと。

様式第2号

省略

省略	
----	--

省略

様式第3号

省略

代表者

省略

省略	
備 考	
担当者の職氏名 及び連絡先	

様式第4号

省略

省略	
----	--

様式第5号

省略

代表者

次のとおり給水施設工事を行いたい ので申し込みます。

省略	
理 由	
担当者の職氏名 及び連絡先	

様式第6号

省略

代表者

省略

省略	
理 由	
担当者の職氏名 及び連絡先	

注 不用の文字は、抹消する こと。

様式第7号

省略

代表者

省略

省略	
中止の理由	
担当者の職氏名 及び連絡先	

省略	
備 考	

注 不用の文字は、まつ消す こと。

様式第2号

No. \_\_\_\_\_

省略

省略	
----	--

省略

様式第3号

省略

代表者



省略

省略	
備 考	

様式第4号

No. \_\_\_\_\_

省略

省略	
----	--

様式第5号

省略

代表者



次のとおり給水施設工事を行ないたい ので申し込みます。

省略	
理 由	

様式第6号

省略

代表者



省略

省略	
理 由	

注 不用の文字は、まつ消す こと。

様式第7号

省略

代表者



省略

省略	
中止の理由	

様式第8号

省略

代表者 \_\_\_\_\_

省略

代表者 \_\_\_\_\_

省略

省略	
承継の理由	
担当者の 職氏名及 び連絡先	新所有者
	旧所有者

様式第9号

省略

省略	
変更の理由	
担当者の職氏名 及び連絡先	

注 省略

様式第11号

省略

代表者 \_\_\_\_\_

省略

省略	
請求の理由	
担当者の職氏名 及び連絡先	

様式第8号

省略

代表者 \_\_\_\_\_ ㊟

省略

代表者 \_\_\_\_\_ ㊟

省略

省略	
承継の理由	

様式第9号

省略

省略	
変更の理由	

注 省略

様式第11号

省略

代表者 \_\_\_\_\_ ㊟

省略

省略	
請求の理由	

附 則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 雑 報

## ○愛媛海区漁業調整委員会指示第122号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海におけるまき網及び浮敷網漁業の操業制限について、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

## 1 指示の内容

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるまき網漁業及び浮敷網漁業は、区画漁業権漁場区域内に設置されている養殖筏及び生簀並びに第2種共同漁業権漁場区域内に設置されている小型定置網（垣網部及び身網部）から100メートル以内の海面では操業してはならない。

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

## ○愛媛海区漁業調整委員会指示第123号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

## 1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

## ○愛媛海区漁業調整委員会指示第124号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）における宝石さんごの採捕について、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

## 1 定義

この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モモイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

## 2 採捕の制限

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

## 3 承認対象者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
- (2) 宇和海において、令和2年度に宝石さんご漁業を営んでいる者
- (3) その他委員会が認めた者

## 4 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

## 5 承認証の備え付けの義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、承認証を対象漁船に備え付けなければならない。

## 6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

## 7 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

## 8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止

承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

## 9 事務取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

## 10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

## ○愛媛海区漁業調整委員会指示第125号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、にほんうなぎの採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

## 1 指示の内容

- (1) 採捕を禁止する水産動物  
全長25センチメートルを超えるうなぎ
- (2) 禁止期間  
10月1日から翌年3月31日まで
- (3) 禁止区域  
愛媛海区（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）
- (4) 適用除外  
愛媛県漁業調整規則第47条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

## 2 指示の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで